

会 議 録

会議の名称		令和6年度第2回つくば市図書館協議会		
開催日時		令和7年（2025年）1月30日 開会 14:00 閉会 16:00		
開催場所		つくば市立中央図書館 2階 集会室		
事務局（担当課）		教育局 中央図書館		
出席者	委員	坏文雄委員（会長）、鷲田美加委員、齋藤てる委員、呑海沙織委員、丹間康仁委員、鐵見咲希委員、伊藤佳子委員、杉本まき子委員、松尾みずほ委員、井上秀次委員		
	その他			
	事務局	柴原徹館長、玉木正徳副館長、中川憲二館長補佐、川田美紀係長、細田麻美係長、村松ななみ主事		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由				
議題		<p>つくば市立図書館条例及び条例施行規則の改正について</p> <p>令和6年度中央図書館重点事業の中間報告</p> <p>令和6～8年度図書館運営上の指標と数値目標について</p> <p>中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションについて</p> <p>複合機能を持つ新たな図書館の整備検討について</p> <p>その他</p>		
会議録署名人		呑海委員、丹間委員	確定年月日	令和7年3月12日
会議次第	1	開会		
	2	館長挨拶		
	3	会長挨拶		
	4	議事		
	5	閉会		

<審議内容>

1 開会

○事務局：皆様、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただいまから、令和6年度第2回つくば市図書館協議会を開催いたします。会議時間は2時間を予定しております。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日の会議は、委員数13名のうち10名のため、出席者数が委員の過半数に達しておりますので、つくば市立図書館条例施行規則第26条第2項の規定により、会議が成立しましたことを御報告いたします。

また、本会議は公開となっております。傍聴人の方の参加があるかと思っておりますので、御承知おきください。会議内容につきましては、会議資料と議事録を合わせて一般に公開される予定でございます。議事録作成のため録音させていただきますので、予め御了承ください。

また、議事録を作成するにあたり、議事録署名人を選任させていただきます。よろしいでしょうか。

[委員了承]

○事務局：ありがとうございます。

2 館長挨拶

○事務局：続きまして、館長から御挨拶申し上げます。お願いいたします。

[館長挨拶]

○事務局：ありがとうございました。

3 会長挨拶

○事務局：続きまして、会長から御挨拶をいただきたいと思います。会長よろしく申し上げます。

[会長挨拶]

○事務局：ありがとうございました。それでは議事に移りたいと思います。つくば市立図書館条例施行規則第25条第3項の規定により、会長は会務を総

理し、協議会を代表するとありますので、議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

○会長：はい。それでは早速始めます。

4 議事

○会長：議事1番、つくば市立図書館条例及び条例施行規則の改正について、事務局の方からお願いいたします。

〔議事1 事務局説明〕

○会長：はい。委員から何かございますか。

○委員：御説明いただきましてありがとうございました。8ページ、第2条の2で、これまで分館的機能を持った交流センター図書室という位置付けだったものが、「分室」という位置付けに変わったというお話をいただきました。名実が一致したことで客観的にもわかりやすくなり良かったと思っております。これまで以上に連携を深めてサービスを行っていただけたら嬉しいと思います。

○会長：他にございますか。

○委員：やはり同じく分室のことについてなんですけれども、この分室というのは、図書館法でいうところの「図書館」ではないということでしょうか。

○事務局：扱いとしては「図書館」です。

○委員：「分室」という名称を使うけれども、図書館として運用するということですね。そうすると、コピーなどもできるということですか。

○事務局：そうですね。著作権法第31条のところの規定にかかってくるので、可能です。ただ、4か所のそれぞれを見ますと、図書室にはコピー機自体がないので、実際の運用については今後検討していく必要はあるかと思えます。

もう1つ付け加えますと、茨城県の公共図書館と大学附属図書館が入っております、県のネットワークがありまして、そこで相互貸借として図書館同士で本の貸し借りをしています。今回の改正によって、分室である4

か所の交流センター図書室もそこに加盟できるようになります。

○会長：はい。現在は交流センター図書室の運営は業務委託されているそうですが、すけれども、中央図書館の職員が1人入っているといいなと思います。その方が中央図書館との連携がスムーズになるかなと思いました。

○事務局：平成19年度までは、中央図書館から4交流センター図書室に正職員を1人ずつ、駐在という形で派遣しておりました。駐在の正職員と臨時職員がカウンター業務等を行っていたのですが、平成20年度からは業務全般を委託することになりました。組織と人員体制についても充実できるように、我々も要望しながら進めていければとは思っております。

○委員：どういった事情で完全に委託することになったのですか。

○事務局：実際のところはちょっと分かりません。

○委員：その時の要因がもし強く残っているのであれば、正職員を1人置いたとしても再度頓挫してしまうこともあるかなと思いました。もちろん正職員の方がいらっしゃるに越したことはないと思います。

○会長：これから追々考えていくということですね。それでは、議題1については、よろしいですか。議題2、令和6年度中央図書館重点事業の中間報告について、事務局からお願いいたします。

〔議事2 事務局説明〕

○会長：それでは5点出ておりましたので、1点目から順に議論していきましょう。サービスポイントの拡充について、御意見のある方はどうぞ。

○委員：ブックポストの増設について質問します。3か月で998冊の返却があったということで、図書館を利用されている方にとっては利便性が高まったと認識しました。今回のみどりのプールへの設置によって、市内全域では何か所のブックポストが設置されていることになるのでしょうか。

○事務局：はい。中央図書館、谷田部・筑波・小野川・荃崎の4つの交流センター図書室を除き、ブックポストを設置している場所は、計8か所になります。5か所の交流センター、つくば市役所のコミュニティ棟、かとりだ交流館、今回のみどりのプールを加えて、全部で8か所です。

また、ブックポストの設置について検討したいと思っているのが、つく

ば駅の構内です。しかし、これは御相談したところ現状難しいようです。駅構内の通路部分は茨城県の管轄であり、県道の扱いです。県の土木事務所申し入れしたところ、立ち飲み屋やカフェなどがあって、スペースがないということでした。ファミリーマートから改札側については、県ではなく駅の管轄なので、以前駅長にお話ししたところ、ファミリーマートも少し改札寄りに売り場、棚を増やしていて場所がないということで、現状では難しいとのことでした。

つくば駅が難しいということで、駅前にあります BiVi つくば2階の窓口センターに置けないか協議しているところです。窓口センターはつくば市の管轄です。しかし、駅に比べると閉まっている時間が長いので、果たして利便性が高まると言えるのか検討しているところです。

○委員：実際に駅前にブックポストを置いている自治体はありますし、非常に利便性が高いので、ぜひ進めていただきたいと思います。

10 ページの図2の写真を見ますと、「ブックポスト」と文字が大きく書いてあって、デザインとしてはわかりやすいと思いました。しかし、既に図書館を利用されている方にとっては、本を返却できる場所だとわかるのですが、まだ図書館を利用していない方や、普段利用しづらい、図書館から離れたところに住んでいる方などにとっては、「あっ、ここで図書館の本が返せるんだ」と知ってもらえる機会ですので、「ブックポスト」に宣伝のような役割も与えたほうが良いのではないかと思います。今は日本語で「ブックポスト」と書いてありますが、さまざまな方が、そこで本が返却できることはもちろん、つくば市には図書館があるのだとがわかるように、ぜひ工夫していただきたいと思います。

○会長：はい。つくば駅にブックポストを置くには条件が悪かったということでしたが、つくばには駅が4つありますよね。他の駅についても難しいのでしょうか。

○事務局：まだつくば駅しか検討していません。

○会長：分かりました。駅は4つあるので、ぜひ検討してみてください。

○委員：すみません。つくば駅はもちろん主要な駅だと思いますが、御存知の

とおり、研究学園駅もやはりニーズの高い場所だと思います。市役所に既に置いてあるとしても、研究学園駅構内に置くと良いと思います。むしろつくば駅は中央図書館が比較的近いので、研究学園駅の方も確認していただきたいと思います。

○会長：事務局、考慮しておいてください。次に、電子図書館サービスの拡充に関して、委員の皆様何かございますか。

○委員：はい。電子書籍の収集方針と紙媒体の資料の収集方針について、どう分けていくのか、現段階で何かありましたらお聞きしたいです。

○事務局：はい。収集方針については、現在内部で見直しをしているところです。電子書籍については、これまでの資料収集方針の中では想定できておりませんでしたので、現在協議しているところです。

○事務局：現段階では、電子書籍の選定についても、基本的に図書収集方針に準ずることとしています。しかし、電子書籍特有の良いところもあるので、紙媒体の資料の収集方針から多少外れるようなものであっても、電子書籍としての持ち味が生かせるものであれば、十分検討し、購入する、という方向で考えています。

○委員：ありがとうございます。館内のスペースが限られているということが課題となっていたかと思いますので、今仰られたように、収集方針を分けて、紙の良さと電子書籍の良さを両方生かせるように考えていただきたいと思います。

○会長：13 ページの利用状況を見ると、随分小中学生の利用が多いですね。小中学生は、いつ電子書籍を読んでいるんでしょうか。学校で読んでいるのか、自宅に持ち帰って読んでいるのか、それはわかりますか。

○事務局：はい。システムで統計を出すことはできるのですが、その観点での算出はしていませんでした。何時にアクセスしたかという記録は残ります。

○会長：児童生徒はタブレットで、自宅で電子書籍を読むこともできますよね。自宅で読んでいるのか、学校で読んでいるのか、今後分かりましたら教えてください。

- 委員：お伺いしたいんですが、13 ページの統計で貸出点数と閲覧点数が分かれています。貸出をしなくても閲覧できるのでしょうか。学校で読むときは「閲覧」であって、「貸出」だと自宅で読んでいるとか、そのような違いなのでしょうか。
- 事務局：電子書籍には「読み放題パック」というものがありまして、それは貸出をせずに、同時に何人でもアクセスして読めるというものになります。借りずに読めますので、そちらは閲覧数の方に入ってきます。
- 委員：それは、小中学生に限らず一般の利用者も読めるのですか。
- 事務局：はい、一般の方でも読み放題パックは読めます。
- 委員：ありがとうございます。
- 会長：それでは3番、自動車図書館に関して。
- 委員：はい。会議資料を頂戴してずっと読んでいったときに、この14ページの自動車図書館のデザインのイラストが目にとまって、大変嬉しい気持ちになりました。前回の3号車の導入の際にも、皆さんが考えられたイラストで素晴らしい車両ができましたが、今回の車両は四季を表現していて、つくばらしいキャラクターが躍動していて、どうしてこれほど素敵なデザインを考えられるんだろう、と感激しました。楽しみにしております。
- 会長：はい。このデザインは誰が考えてるんですか。プロの方に依頼しているんですか。
- 事務局：いえ、プロに近いぐらいの職員がおりまして。
- 委員：資料の右側に「林田製作所」と書いてあったので、そちらの業者の方が考えられたのかなと最初思ったのですが、先ほどの御説明で、市役所の職員の方でこういうものを考えられる方がいると伺って、驚きました。素晴らしい人材ですね。この車両を見たら、追いかけてみたいそうです。
- 委員：はい。3号車のときからすごく可愛らしいなと思っていました。図書館を市民に広めるという意味で、広報性があるものになると思います。このデザインに絞るまでにいくつか段階があったと思うのですが、「こういう自動車図書館のデザインを考えています」と前の段階から市民に公開して、「皆様どのデザインがいいですか」と市民に問いかけるのもいいんじ

やないかなと思いました。今後、改修をしたり、新しい図書館を作ったりしていくにあたり、「このコーナーのデザインを考えています」のような形で、市民を巻き込むことに活用できたらいいのではないかと思います。

○事務局：ありがとうございます。後ほど、議題5のところでも触れようかと思っていたのですが、新しい図書館を検討するに当たって、市長の方から一つ具体的な指示があったのが、市民意見を丁寧に聞きながらやっていく、ということでした。そのため、新しい図書館に関してどのように市民意見を集めるかということが課題になるかと思います。アンケート調査なのか、来ていただいた来館者に聞き取りを行うのか、何かイベント的なことを立ち上げて、そこで楽しく意見が言えるような形をとるのか。図書館懇話会ときには、シンポジウムをやって、その後グループディスカッションをやって、グループごとに発表をして、それで出てきた意見を元に提言書ができた、という経緯がありました。あのような形式もいいかと思います。

方法は多種多様だと思うんですけども、色んなことを試しながら、1つでも多くの御意見をいただきながら進めていければなと思っています。

○委員：今回、この会議資料を見たときに、やはり図柄というのがすごくキャッチーで、目に留まりましたので、視覚に訴えるような集客の仕方がいいのかなと思いました。文章で書かれても、普段から興味がない方は読む気にならないと思います。

○会長：次に、最初の館長挨拶の中にもありましたが、中央図書館の施設改修について、御意見がありましたらお願いします。よろしいですかね。

それでは、議事3番、令和6～8年度図書館運営上の指標と数値目標について、事務局からお願いいたします。

〔議事3 事務局説明〕

○会長：はい。この目標値の赤字になってるのは、何でしたっけ。

○事務局：前回第1回会議で頂戴した御意見を踏まえ、修正させていただいたところです。

○会長：分かりました。それでは、項目が多いので順にやっていくのも難しいですから、どこでも御意見、御質問がありましたらどうぞ。

○委員：はい。5番のレファレンス受付件数のところで、取り消し線で消してある部分ですが、これは何か意図があって削除をなさったのでしょうか。というのは、私が仲間内で話したときに、レファレンスについてのPRが足りないんじゃないかという意見を聞いたところでしたので。特にPRは予定していない、PRが必要ないという意味ですか。

○事務局：いえ、決してそういうわけではありません。

○委員：示すまでもないから、ということですかね。

○事務局：決してPRしないということではなく、レファレンス業務の中ではもちろんPRをしていきます。ただ、今回、目標値の設定理由の記述として記載する必要はないのではないかと、ということで文言を削除しております。PRしないということではございません。

○会長：はい。委員お願いします。

○委員：はい。ありがとうございます。15ページ、1－4の視聴覚資料の貸出点数についてですが、近年、動画音楽配信サービス等の普及が進んだため著しく減少している、ということで新たに目標数値を設定されたということでした。

関連することとしてお伝えしたいのですが、視聴覚資料を希望される方に対するサービスとして、「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」というものがあります。近隣の図書館でも採用しているところが非常に多いと私は認識しています。非接触型で、クラシックを中心に、多くの楽曲を聴くことができるということで、今後電子書籍と合わせて検討してもいいのではないかと思います。御検討いただければと思います。

○事務局：はい。ありがとうございます。

○委員：サービスポイントについて、16ページの2－4、2－5ですが、ブックポストの返却資料数の利用数増を目指す、となっています。図書館のヘビーユーザーである私としては、できるだけブックポストを利用せずに、所蔵館に返すよう心がけていましたので、ブックポストの返却数を増やさ

なくてはならないと聞いて「あっ、そうなの？」と行ってしまいました。これは、返却場所がそこにあると知らない人の利用を増やしたい、という意味でしょうか。「利用増を目指す」という文言だけでは伝わらない気がしました。先ほど他の委員からも話が出ましたが、「ここに返却できる」という広報があつての増だと思うので、それを補足する文言が欲しいです。

○事務局：はい。改めて検討させていただきたいと思います。

○会長：はい、他にございますか。

○委員：ありがとうございます。質問2件です。まず、今回指標の修正ということなんですけれども、新しいことを始めるにはスクラップアンドビルドが必要だと思います。全体的な方向性として、ここに注力するけれども、ここは少し減らしていこう、というような、全体的な方針があれば教えていただけますか。

○事務局：そうですね、電子図書館サービスの利用促進を行っていくことは、図書館に行かなくても気軽に読書を楽しめるように、ということで、近年注力しているとは言えると思います。しかし、それに伴って何か事業を削減したということは、今回特にはありませんでした。確かにスクラップアンドビルドというのは、大事な考え方ではあるんですが。

○事務局：全体的な方針ということで、確かに委員の仰るとおり、明確な、根本的な方針は整理できていなかったと思います。こういった指標を定めるに当たって、いわゆるアウトプットじゃなくてアウトカムということがよく言われるので、「我々はこれだけやった」ではなく、それに対して市民の方がどれだけ利用してくれたか、どれだけ便利に感じてもらえたかとか、そこがちょっとこの指標の中では表し切れなかったかなと反省しているところです。

○委員：もう1点、15 ページ、1-7の電子書籍資料所蔵件数、というところで、指標の説明に「電子書籍で所蔵する有効資料の点数」とありますが、ここで言う電子書籍は、「電子図書館でアクセス可能な資料」という意味でしょうか。

○事務局：電子書籍は、購入というより、業者からライセンスを借りるという形をとっているため、すべての電子書籍を1度購入すれば、それ以降ずっと使っていけるというものではありません。多くの場合、2年まで、貸出回数が52回までなどの制限がありますので、どんどん増やしていけるわけではなく、時期が来るとアクセスできなくなってしまう。今回お示ししている数字は、計測時点で有効であるものという意味です。ライセンス自体を購入するものもありますが、少しずつの増加にはなってしまいます。

○委員：電子書籍を「所蔵している」と言うと、例えば図書館で持っている資料をデジタル化して、図書館のサーバーに入れて所蔵するという Holding の意味と、今御説明されたように、他のサーバーにある電子書籍に対するアクセス権を契約して取得し、アクセスするという、その2つがあるかと思えます。一般的にアクセスの方には「所蔵」という言葉を使わないので、「アクセス」という言葉が使われた方がいいのではないかと思いました。

○事務局：そうですね。他項目「アクセス件数」と混同してしまうことも考えられますので、表現の仕方については今後検討させていただきます。

○委員：所蔵というと、やはり「持っている」という意味になるかと思えますので。

○委員：図書館運営に限ったことではありませんが、目標は立てることが目的ではありません。目標値を立てることによって改善していくことが大事だと思います。この資料だとどうしても数字がポイントとして見えてしまうように思います。令和5年度の実績と、令和8年度の目標値がそれぞれ点になってしまっていますので、もう少し比較する情報、経年の情報を合わせて御検討いただきたいなと思いました。

今後、新たな図書館を作っていくとなると、もう少し長いスパン、5年、10年でこの数字の動きを見て、地域の変化やコロナ禍の影響も考慮して目標を定めていくことが大事だと思います。また、数字だけでなく、その数字の背景や、数字に直接出てこないような取り組みも含めて点検していくことが望ましいと思います。あくまでも目印になるのがこの数字だと

いう前提をきちんと確認できるとありがたいなと思いました。

- 会長：この目標値というものは、基本的な数式があって、それに当てはめて値を出してる、というわけではないんですよね。あくまで裁量で出している数字なんですね。はい。他に何かございますか。
- 委員：3－3外国語資料の所蔵冊数に関してなのですが、設定理由に「一定以上の水準」を維持するものとして記載されていますが、具体的にはどのような水準を設定していますか。
- 事務局：外国語資料の所蔵については、現在、書架スペースが満杯のような状態になっています。新しい資料を購入するにあたって、利用の少ないものを除籍してリサイクルに回すことになってしまいます。利用状況を鑑みて、最新の版に入れ替えるなどして、利用者目線で選書していくことにどうしてもなっています。利用者に利用していただけるような水準を求めて、選書していきたいと思っています。
- 委員：ありがとうございます。他の図書館の事例を見ると、ただ英語で書かれたもの、中国語で書かれたもの、というだけでなく、日本語を学習したいというニーズをお持ちの方もいらっしゃるようです。ニーズの調査を実施していただければ、実際にどのような資料が求められているのかがわかるのかなと思います。また、ニーズ調査を行うには、やはり外国籍の利用者に来ていただくことも大事だと思うので、イベントなどを通して集客していくと良いと思います。
- 委員：はい。18 ページの7－1に関してです。利用者満足度調査の満足度が80%以上、という目標がありますが、この指標では「満足」「やや満足」を合わせた割合を算出していますが、逆に不満だと感じる方は、どのような理由で不満に感じたのだと思いますか。
- 事務局：はい。手元に資料の用意がないため印象でお答えいたしますと、まず中央図書館には専用の駐車場がないので、駐車場からここまで歩かなくてはならない、という駐車場に関する御意見、御不満が圧倒的に多いかなと思います。あとは休館日が多い、開館時間を午後9時までにして欲しいなど、そのような御意見が多かったように感じています。

80%は確かに高い水準ですが、これは主に図書館に来館したことのある利用者の御意見なので、当然図書館が好きの方が多いたと思います。そのため、満足度 80%というのは、結構簡単に達成してしまうのかなと思います。以前、図書館協議会でも御意見いただいたのですが、図書館を利用しない方の意見も大事に拾わないといけないと思っております。

○委員：さまざまな考えの方がいらっしゃいますので、現状どのようになっているのかなと思ってお伺いしました。ありがとうございます。

○会長：はい。他にございますか。

○委員：はい。質問が1点ございます。15 ページ、1-7 の電子書籍の充実に関してですが、今後電子書籍を充実させる上で、例えば、学校司書の方々から「こういったものを増やしてもらえるとありがたいです」などというような意見をもらうような場面などは、お考えでしょうか。

○事務局：年に1度、学校司書の方を対象に研修会を行っていますので、そういった場面で御意見をうかがう機会は設けられるかと思えます。また、研究学園小学校、みどりの南小学校の学校開放事業を行っていますので、そこで学校司書の方とコミュニケーションをとったり、学校の先生からも御意見を頂戴したりするにはしていきたいと思えます。

○委員：ありがとうございます。

○会長：先ほど少し話に出たのですが、小中学生の電子書籍の利用は非常に多いんだけど、小中学生はどこで電子書籍を読んでいるのでしょうか。学校で読んでいるのか、それともタブレットを持ち帰って自宅で読んでいるのか。

○委員：両方あるとは思いますが、例えば学校でタブレット端末を使っている活動の合間、時間が少しできたときに、そこでも電子図書館にアクセスをすることができるのが大変ありがたい部分だとは思っております。

○会長：学校としてはありがたいことだと。分かりました。

○事務局：すみません。先ほど委員からいただいた利用者満足度調査に関する御質問について、補足がございます。指標として設定している利用者満足度は、毎年実施している調査の中の一つの設問で、総合的な満足度とし

て御回答いただいているものになります。この設問以外にも、図書館サービスの各項目に対する満足度ということで、7つの項目を設定し、各項目における満足度を回答していただいています。例えば、スタッフの対応、調べもの相談・レファレンスサービス、開館時間・開館日数などですね。

その中で、不満と回答した方が多く見受けられたのが「所蔵資料の数や種類」です。「不満」「やや不満」と回答した方が約38%と、他の項目と比較するとかなり大きな割合でして、それが総合的な満足度に繋がっている可能性はあるかと思います。総合的な満足度に「不満」と回答する方の中には、所蔵資料の数や種類について満足に思っていない方がかなりいらっしゃるんじゃないかなと思っております。「不満」と回答した理由について記述形式で御回答いただいているわけではないため、推測にはなってしまいますが、今申し上げたような要素はこちらで認識しております。

○会長：はい、ありがとうございます。

○委員：所蔵に関する御意見があるということは分かりました。図書館側としては所蔵に対して、足りていないと思う部分がありますか。予算があつてすべて購入できるわけではないと思いますが、基本的な資料については押さえている、という認識をされていますか。

○事務局：はい。実は最後の議題のところで少し触れようかと思っていたんですが、今日追加でお配りした資料に、A3の横長の資料があるかと思えます。「日本の図書館：統計と名簿」という統計資料から、人口20万人以上30万人未満の市立図書館のうち、中央館、本館のみの数字を拾い、順位づけをしたものになります。

延床面積が、20万人台の市立図書館が39市あるのですが、つくば市はそのうち32番目ということで、相対的にはかなり狭いということがわかります。一方、個人貸出数、表の右から2番目になりますが、つくばは上位2番目にいるということで、非常に利用が多いということがわかるかと思えます。また、受入冊数、左から3番目の表ですが、9位で、1万9千冊ほど受け入れているのですが、その左の表の所蔵数を見ますと、20位、45万9千冊となっています。

それなりに利用者の方の要望に応じたラインナップを揃えて購入はできていると認識していますが、図書館の面積が狭いことから、書架が不足しており、蔵書としてはなかなか増やせていないという状況です。そのような背景から、先ほどの不満の理由のように「本の数が少ない」などの御意見が出てきてしまうのかなと分析しております。

また、よく「新しい本がないよね」と言われてしまうのは、先ほどの非常に多い貸出数に比例するものかと思えます。新しい、人気のある本は常に貸出中なので、書架に並んでいないことは当たり前なんです。しかし、利用者としては「つくばって新しい本がないよね」という印象になってしまうのだと思います。推測にはなってしまうのですが、そのように一部分析してるところはございます。

○会長：はい。この貸出数2位というのは素晴らしいんじゃないですか。

○委員：関連して、この人口20万人台の市町村の39館では、先ほどの満足度の目標値はどのように設定されているのでしょうか。人口規模が同程度の図書館でみたとき、つくば市は満足度が高いのか低いのか。他の自治体と単純には比較できないかもしれませんが、この80%以上という目標値をつくば市の中だけで考えるのではなく、本市は引越し等されてくる方も多くいらっしゃいますので、同じような規模の図書館と自治体を参考に目標を設定していくことも良いかと思いました。

○事務局：ありがとうございます。

○会長：よろしいですか。では4番、中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションについて、事務局お願いします。

〔議事4 事務局説明〕

○会長：はい、委員からございましたらどうぞ。中庭のウッドデッキは、雨の日は使えませんよね？

○事務局：そうですね。屋根はありません。

○会長：写真の下の方の左側に、テーブルと椅子が見えますけども、これは毎日、職員が出したり引っ込めたりするんですか。

○事務局：家具については、一部備え付けのウッドデッキと同じ材質でベンチ

を作るか、別途購入するか、いずれにしても、水濡れには強い素材のもので入れる予定になっております。都度職員が家具を出したり入れたり、という作業は発生しません。また、パラソルも設置予定のため、小雨程度であれば利用できるかなと思います。

○会長：はい。飲食可能と書いてありますが、自分で持ってきたお弁当とか何かを広げてもいいということですか。それとも、何か販売するような場所も置くということですか。

○事務局：基本持ち込みという形になります。現状を見ますと、夏休みに中学生や高校生がお弁当を持って1日勉強していたりするのですが、現状ですとお弁当を食べるような場所もないので、ぜひこのようなスペースを使っていたきたいと思います。勉強の合間にお弁当を食べて、御友人とお喋りをして、午後からまた勉強をする、というようなイメージです。

○会長：ショップを用意するとか、そういうことではないんですね。

○事務局：そうですね。今のところは、個人で持参されるコンビニのお弁当ぐらいの想定ではおります。

○委員：はい。飲み物が良いとなれば、食べ物も多少は、となってしまうのは致し方ないのかもしれませんが、そこまでしなければならぬものなのではないでしょうか。外でも紙の資料を閲覧するようなケースは当然想定されますので、やはり資料の汚損が気になってしまいます。あまり、飲食目的の人が出入りするのはどうなのでしょう。にぎやかで楽しい、というのは良いと思いますが、あまり度が過ぎるようになると、図書館としてはちょっとどうなのかなと思います。また、台風のときには、やはり家具は中に取り込まなくてはならないと思いますので、スタッフの方のお手間が増えてしまうのではないかと思います。あまり「食事」を強く押し出さず、図書館からあまりかけ離れない方が良いのではないかと、という意見でした。

○事務局：はい。運用、運営の方法については、まだこれから決めていく段階です。ただ、冒頭に申し上げたように、「図書館イコールお喋りは駄目、飲食全く駄目」という概念からは少し離れて、もっと気軽に図書館に来て欲しいと思っております。ある程度長い時間滞在して欲しい、という意図

があり、今回計画しているところです。細かい運用、運営面については、皆様にも御相談しながら検討していきたいと思えます。

○委員：資料にある細かい設計とイメージ図を拝見しました。25 ページの図2 を見ますと、お年寄りの方、車椅子の方、ベビーカーの赤ちゃん、小さな子どもが描かれていて、このようなイメージが実現したらいいなと思えました。

お尋ねしたいのは、什器、机椅子などについてです。これらは既に決定されているのでしょうか。屋内ですと、例えば児童用のコーナーであれば、小さい子ども向けの机椅子があると思えます。確かにこの中庭は屋外ですし、ベンチのようなところに小さい子どもが座ることもできると思えますが、「自分たちにとって居心地のいい空間」だと感じてもらうためには、大人向けの什器だけでなく、子どもが座ることなども想定して、一部子ども用の什器を導入すると良いのではないのでしょうか。開放的な空間なので、子どもが走り回ってしまったりすることもあるかと思えますが、ぜひ開放的で、かつ居心地の良い空間になることを願っております。

○事務局：そうですね、設計上は既にある程度の案が出ているのですが、今いただいたお話が大変参考になると思いましたので、実際の施工の際、調整しながら取り組んでまいりたいと思えます。

○委員：はい。図書館懇話会のシンポジウムに参加させていただいたときに、「ワインを飲みながら読書ができる」というワードが出たことが印象に残っています。それは実現するには時間がかかる、もしかしたら遠い目標と言えるかもしれませんが、こういった形で、少しずつそこに近づいていく図書館の姿勢がありがたいなと思っています。

おそらく今後、色々必要なことも出てくるかと思えます。雨天時のために仮設の屋根を付けて欲しいとか、夏だと強烈な日差しのあるときに日陰を作って欲しいとか。ただ、要望をすぐに取り入れるのではなく、広く視野を持って御意見を聞いていただければなと思えます。お子さんたちが喜んで来て、走り回ってしまう想像もできるのですが、「基本的にはここは図書館だから」という一貫性のようなものがないと、際限なく賑やかにな

ってしまう心配はあります。基本の姿勢としては、あくまでも図書館であって、前より自由度が増えたという形で皆さんが楽しんで読書ができるといいなと私も思います。

- 会長：はい。それでは、5番、複合機能を持つ新たな図書館の整備検討について、事務局から説明をお願いします。

〔議事5 事務局説明〕

- 会長：分かりました。図書館協議会の回数も、2回から5回くらいに増える可能性があるということと、委員から意見を色々出してこの事業に協力していくということですね。新しい図書館ができるとして、この中央図書館を無くすということはないのでしょうか。

- 事務局：現在、中央図書館の移転というとらえ方は全くしておりません。中央図書館はこのまま、施設として残していきたいと思っております。中央図書館を移転して新しく建て直す、という話は出ておりません。

- 会長：そうすると、もう1つ新たな図書館ができるというイメージですね。非常に大掛かりな話になってきますね。敷地も相当広く必要だろうし、建物の階数も、3階4階建てぐらいにはなっていくのでしょうか。楽しみですね。このことに関して、御意見がありましたらどうぞ。

- 委員：御説明いただきありがとうございます。とにかくワクワクしながら聞かせていただいておりますし、私たちも図書館協議会の委員として携わることができるということで、楽しみにしております。

やはり、市民の意見を丁寧に聞きながら作っていくことが非常に大切だと思っております。協議会のメンバーの皆様は、どちらかというと図書館が大好きで、図書館に通い進める側の図書館肯定派の方が多いと思うのですが、これからみんなの図書館として作っていく新しい図書館については、これまで図書館にいなかったような人たちが来る図書館、という視点が非常に大切だと感じています。ですから、市民アンケート、ヒアリングなどどのような方法であっても、今まで図書館はちょっと苦手とか、あまり行ったことがないという方々からもお声をいただけるような機会をぜひ作っていただきたいと思います。

それから、図書館を建設する用地として、学校の場合には「学校建設予定用地」が確保されていたりしますが、何かそういう想定されてるような場所が現在あるのか、場所の検討からされていくのか、わかる範囲で教えていただければ幸いです。

○事務局：はい。用地については、一切決まっておられませんし、具体的な検討はしておりません。ただ、市長のマニフェストを見ますと、「TX 沿線に検討していきます」と市長は言っています。

○会長：駐車場は必須ですね。中央図書館も、駐車場があればもっと使い勝手が良いわけですから。広大な土地をこれから探すのでしょうか。はい、他にはありますか。

○委員：はい。ワクワクするような機会で、大変楽しみに思っております。1つ考慮したほうが良いかと思うのが「図書館とは何か」ということです。今日この図書館協議会の場でも、「図書館だからこういうふうにやりたい」とか、「図書館だから」というようなお言葉がいくつかあったかと思えます。

ですが、今「図書館」というものは大きく変わりつつあります。例えば本日お配りいただいた資料に「ふれあいライブラリーパーク」の資料がありましたが、その中に「人と人、人と本、本と本がふれあう」というフレーズがあります。これは懇話会においてもかなり議論になった部分です。これまでの図書館は「人と本」が触れ合う場所でしたが、「本と本」については説明を省きますが、ここに新たに「人と人」が加わっています。

どんな図書館を作っていきたいのか、市民の皆様から御意見をいただく前に、まず今の「図書館」の世界的な動向を共有して、図書館というものが本を読むだけの場所、静かにするだけの場所ではなくなっているということを共有しておく必要があるかと思えます。その共有の後にディスカッションをするようにすれば、魅力的な図書館についてより良い議論ができるのではないかと思います。

先進事例の訪問というお話がありましたが、私はぜひ海外に行っていたきたいなと思えます。1つ情報共有させていただきますと、例えばイギ

リスでは、10 数年前に「図書館を使わない人は、なぜ図書館を使わないのか」ということを調べる、大きなプロジェクトがありました。そこで、図書館に来ない方は、そもそも図書館を自分たちの居場所だと思っていない、という衝撃的な結果が出ました。そのため、一部の図書館は「図書館」という名前を捨てて「アイデアストア」という名称に変更し、これまで図書館でやってこなかったようなサービスも展開しています。例えば、中にキッチンを作って、そのキッチンでさまざまな国籍の方が自国の料理方法を教えながら一緒に料理することを通じて文化を学ぶなどといったことです。そういった場所に図書館が使われているという事例があります。そのような改革をしたところは、新しい図書館ができたときに、利用が以前の4倍増加したというデータもありますので、ドラスティックな何か、つくばならでの何か、という新しいことをできたらいいなと思っています。

まず、市民の皆様の御意見を聞く前に、新しい図書館の事例、画期的な取り組みなどについて情報を共有していくことが重要だと思います。

○会長：はい。先ほど神奈川県大和市の、最先端の図書館のお話が出ていました。私たち委員がそれぞれ直接調べるのもいいのですが、もし図書館の方で資料をそろえられたら「これぞ最先端」と分かるような資料を用意していただけるといいなと思います。

あるいは、パターンの違う3館とか、最先端の上位から3つとか、資料を用意していただけると助かります。

○事務局：大和市のシリウスに関しては、委員がお詳しいです。

○委員：適宜資料などは共有できるかと思います。あるいは見学会の場もし設けられれば。

○会長：図書館協議会の回数が増える可能性があるということですし、皆で映像でも見ながら説明をしていただけるといいと思います。皆で視察に行くということも難しいと思うので。そういう機会も設けられたらいいですね。はい、他にありますか。

○委員：新しい図書館のお話をありがとうございます。とてもワクワクします

が、その前に、図書館を考える前に、つくば市が市民の読書や教育、図書館のことも含めて読書全般に対して、どのような姿勢を持っているのか、どうしていきたいと思っているのか、そのロードマップも示していただきたいなと思います。

今回、図書館概要が面白かったので、色んな地域の図書館の概要を見比べてみたのですが、浦安、立川、水戸、つくばは、年間予算や人口が大体似ていて、蔵書冊数を比べると、つくば市の中央館が持つ蔵書冊数がやはり圧倒的に少ないことが分かりました。スペースがないからなんだな、と考えたときに、今回新しい図書館の検討が始まったことは嬉しいことだと思います。

その後、貸出数についても見てみました。分館の数がそれぞれ違うのですが、年間の貸出総数における分館と中央館の比率を見ますと、つくば市の中央館の割合は、69.3%ありました。つまり、つくば市の中央図書館は、ものすごく利用が多いということです。司書さんたちはいつも頑張っているんだな、すごい回転率の貸出で日々苦勞されているんだな、と分かりました。一方、浦安や立川だと、中央館の割合が31%なんです。分館が機能しているということだと思いますし、実感としてもそう思います。

私は今、谷田部の交流センターに一生懸命通っているのですが、受取館としてはいいですし、司書さんたちは一生懸命、本当にサービス精神いっぱいに対応してくれるんですけども、棚の前に立っても全く楽しくない。本棚が生きてないんですね。この「ふれあいライブラリーパーク」のフローに従って変わって行って、まずは交流センター図書室が分室扱いになりましたが、分館の利用率が低いということは、地域間格差だということ捉えることができますし、つくば市の図書館の一番の問題点は、地域間格差だと思います。

新しい図書館ができるとしても、研究学園の人たちだけが利用して、他の地域の人たちが、自分たちのための図書館として利用していきたいという気持ちになるかというと、距離的には難しい。今後もっと高齢化が進

んでいきますし、新しい立派な図書館を作っていくっていう前か、それと同時に、地域のそれぞれの拠点となるような、しっかりとした分館、書架も生き生きとした分館の充実が、私は実は一番大事なのではないかと思えます。そうでないと、結果として将来の、10年後、20年後、30年後のつくば市の図書館が、市民にとって必要なものだと思ってもらえないのではないかと。つくば市が研究学園都市だけが大事で、そこだけで図書館が大好きです、というだけでは成立しないものなのではないかと思えます。

つくば市は、子ども読書推進計画を持っていませんよね。子どもが多い地域なので、推進計画をきちんと立てて、どのようにつくば市の読書環境を整えていくのか、学校図書館も分館も含めて全体のことを市として考えて、指し示して欲しいと思えます。

○委員：これまで各委員から出た意見にすべて共感した上でお話ししますが、議論の進め方についてです。今回この事業名は「複合機能」という言葉ではじまっていますが、これは全国的にも公共施設の再編、複合化の動きがある中でのことだと思えます。ただ、機能ベースで議論していくと、どうしても既存の図書館や公共施設などの定まったイメージが先にあり、「これとこれをくっつけたらいいんじゃないか」という後ろ向きの議論になってしまうので、ここは機能ベースではなく、ぜひ目的ベースで進めていただきたいと思います。「こういう目的のためには、どのような施設が良いのだろうか」ということから考えて、これまでの「図書館」のイメージだけではなく、海外も含めたさまざまな先進的な動き、情報を集めながら議論ができるといいのではないかなと思えます。新しい施設で何を生み出していくのかという視点を忘れないように、その問いを軸に据えて議論していくことが大事だと思いました。

○事務局：ありがとうございました。例えば交流センター機能を入れます、子どもが遊べるスペースを入れます、というようにただ寄せ集めるのではなく、集めたことによってそれらが融合するような施設にならないかな、ということは意識して考えているところです。ただ合体させて「あそこに行けば何でもあるよ」だけではなくて、「あそこに行くと意外にこういう発

展があったよ」というように、融合できるようなものがあるかなと思います。

「もっと図書館を利用してよ」とよく色々な課に言っているのですが、図書館では関連する本を集めたりして、何でもコラボしやすい面がありますので、色んな機能を合わせる場所としては、敷居が低い施設なのかなと思っています。

○会長：分かりました。ありがとうございます。これは相当、我々の頭も柔軟にしないとイケませんね。既成のあれこれだけでは、遅れてしまいますね。今後は楽しみです。それでは、事務局にお返します。

5 閉会

○事務局：はい。長時間にわたりまして、議論いただきありがとうございます。まだまだ御発言が足りないところがありましたら、この会場は4時以降も開いておりますので、皆様の御都合がよろしければ、この議題に限らず、フリーでディスカッションしていただければと思っております。ありがとうございます。

○会長：はい。そのうち勉強会なども開かないとイケないかもしれませんね。それでは、今日の会議を閉じます。ありがとうございました。

令和6年度第2回図書館協議会次第

令和7年（2025年）1月30日（木）

午後2時～

つくば市立中央図書館2階 集会室

1 開 会

2 館長挨拶

3 会長挨拶

4 議 事

- (1) つくば市立図書館条例及び条例施行規則の改正について…資料1
- (2) 令和6年度中央図書館重点事業の中間報告…資料2
- (3) 令和6～8年度図書館運営上の指標と数値目標について…資料3
- (4) 中央図書館のより快適な利用のためのリノベーションについて…資料4
- (5) 複合機能を持つ新たな図書館の整備検討について…資料5
- (6) その他

5 閉 会

つくば市立図書館条例及び条例施行規則の改正について

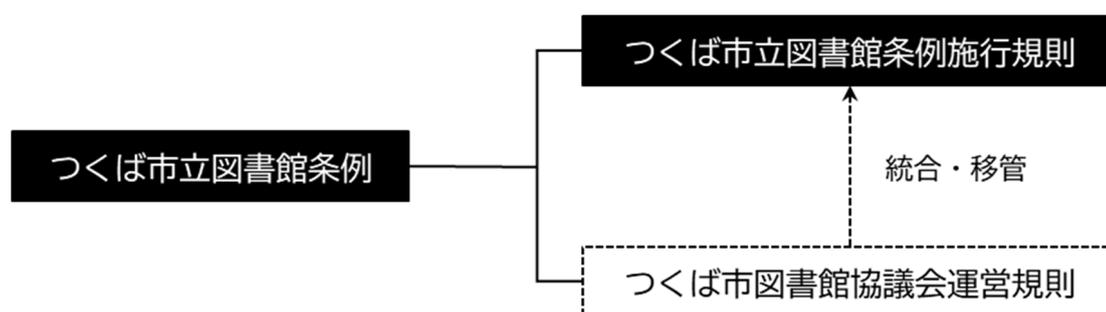
改正の全体概要と背景

つくば市立図書館条例及び同条例施行規則は、それぞれ平成 24 年 3 月 23 日条例第 9 号、平成 22 年 3 月 31 日教育委員会規則第 4 号による改正以後、適正な改正が行われておらず、現行の運用との間で長らく乖離が生じていた。この間、新型コロナウイルス感染症蔓延による大幅な運用変更等もあり、令和 2 年頃から本格的に改正へ向け法令審査事前協議を開始したものの、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）との整合についての解釈の違いにより、法務課との協議が難航し、膠着状態にあった。

こうした背景から、本年度、中央図書館において関連する種々の文献、論文、データベース、裁判例等を活用することで、図書館設置の直接の根拠法令である図書館法を含む関係法令の解釈を改めて整理し、条例及び施行規則の改正案を作成したため、改正を行ったものである。今回の改正は一部項目の改正には止まらないため、新規制定に近い全部改正とした。

また、つくば市立図書館条例には、その条例施行規則に当たる「つくば市立図書館条例施行規則（平成 2 年つくば市教育委員会規則第 4 号）」、図書館協議会の運営のみを定めた「つくば市図書館協議会運営規則（平成 2 年つくば市教育委員会規則第 5 号）」の 2 つの教育委員会規則が紐づいていたが、本改正により統廃合を実施し、つくば市図書館協議会運営規則を廃止している。

つくば市立図書館条例と付随する教育委員会規則の関係



つくば市立図書館条例の改正概要

つくば市立図書館条例は、図書館の設置に関する項目を定めたもので、図書館法第10条により条例による制定が義務付けられている。

本改正では、第1条（設置）につくば市が目指すべき図書館の在り方として、設置目的を新設したほか、中央図書館が長く所管していながら、これまで位置づけが曖昧であった4交流センター図書室を分室とし、閲覧所（2学校開放図書室）、配本所（かとりだい交流館市民利用会議室、つくば市役所コミュニティ棟）、移動図書館と合わせて図書館網として明記した。また、図書館員や他の利用者に対して不利益を生じさせる恐れのある利用者に対し、然るべき対応を可能とするべく利用制限、原状回復、損害賠償等の項目を新設している。

図書館協議会の項目は、既に任命基準として適用しているものの、明記されていなかった「市民」を追加したほか、他自治体や現状の任命状況に鑑みて定数を20から15に削減している。

本改正による主要項目の新旧対照表（条例）

改正前	改正後
第1条（設置）	第1条（設置） ※図書館設置の目的を新設
第2条（名称及び位置）	第2条（名称及び位置） ※分室（4交流センター図書室）を新設
	第3条（閲覧所、配本所及び移動図書館） ※閲覧所、配本所及び移動図書館を新設
	第4条（利用の制限等） ※条例及び規則違反に対する利用制限を新設
	第5条（原状回復の義務） ※図書館施設及び資料に関する原状回復の義務を新設
	第6条（損害賠償の義務） ※図書館施設及び資料に関する損害賠償の義務を新設
第3条（図書館協議会）	第7条（図書館協議会） ※委員の任命基準、定数及び任期等を改定
第4条（委任）	第8条（委任）

つくば市立図書館条例施行規則の改正概要

つくば市立図書館条例施行規則は、図書館の管理運営事項の全般を定めたもので、休館日や開館時間、利用カードの作成、貸出期間、各種申請書の様式等が規定されている。

本改正ではこうした管理運営事項を現行の運用に合わせ新設・変更したほか、図書館網、延滞・損害賠償不履行に関する利用制限、電子図書館サービス、配送貸出、相互貸借、寄贈等を新たに規定したほか、図書館協議会運営に関する項目を移管した。

本改正による主要項目の新旧対照表（規則）

改正前	改正後
第1条（趣旨）	第1条（趣旨）
第2条（責務）	※制定が不要であるため削除
第3条～第6条（削除）	※条文が現時点で存在しないため削除
第7条（資料区分）	※図書館資料として第6条の条文中に規定
第8条（図書館の資料の収集及び保存）	※制定が不要であるため削除
第9条（収集方針の公開）	※図書館の設置及び運営上望ましい基準（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）により明記されたことから削除
	第2条（事業） ※新設
	第3条（閲覧所、配本所及び移動図書館） ※新設
第10条（休館日）	第4条（休館日） ※分室、閲覧所及び配本所を新設
第11条（開館時間）	第5条（開館時間） ※分室、閲覧所及び配本所、備考（特別開館日）を新設
	第6条（利用の制限） ※延滞、損害賠償不履行に関する利用制限を新設
	第7条（利用者の責務） ※新設
※一部第12条（利用の種類）、第18条（館内利用の種類）に記載	第8条（図書館資料の複写）、第9条（図書館資料の複写に要する経費の負担） ※新設
第12条（利用の種類）	※図書館の行う業務として包括的に第2条に規定
第14条（貸出しの対象者）	第10条（貸出しを受けられるもの） ※広域利用対象者を新設

第 15 条 (貸出しの手続)	第 11 条 (利用カード) ※電磁的に作成された証明書類及び「つくスマ」利用カードの取扱い、有効期限、不正利用の禁止、損害賠償の義務等を新設
第 13 条 (貸出禁止資料)	第 12 条 (貸出しの制限) ※貴重資料、辞典類及び逐次刊行物を新設
第 16 条 (図書館資料の貸出点数及び貸出期間)	第 13 条 (貸出しの期間及び点数) ※視聴覚資料の貸出し期間延長、団体貸出しの資料区分、備考 (延長手続、移動図書館等) を新設
第 17 条 (自動車図書館)	※運用は第 3 条、期間は第 13 条に分散して規定
第 18 条 (館内利用の種類)	※図書館の行う業務として包括的に第 2 条に規定
第 19 条 (集会室等の使用)、第 20 条 (使用の制限)	※つくば市公有財産規則第 2 節 (行政財産の目的外使用の許可) を準用することから削除
第 21 条 (損害賠償等)	※条例第 6 条 (損害賠償の義務) として明記することから削除
第 22 条 (営利行為等の禁止)	※第 7 条に包括されることから削除
	第 14 条 ※電子図書館サービスを節として新設
	第 15 条 (配送貸出しを受けられることができる者)、第 16 条 (配送貸出しに要する費用の負担)、第 17 条 (その他配送貸出しに必要な事項) ※障害者等の利用を想定した配送貸出しサービスを新設
	第 18 条 (相互貸借)、第 19 条 (貸出しの制限)、第 20 条 (相互貸借による借受け)、第 21 条 (相互貸借に要する費用の負担) ※相互貸借サービスを新設
	第 22 条 (寄贈の申込み)、第 23 条 (寄贈の受入れ)、第 24 条 (寄贈に要する費用の負担) ※寄贈に関する項目を新設
第 2 条 (会長)、第 3 条 (会議)、第 4 条 (庶務) ※いずれもつくば市図書館協議会運営規則	第 25 条 (会長)、第 26 条 (会議)、第 27 条 (庶務) ※つくば市図書館協議会運営規則の内容を改定・移管
第 23 条 (委任)	第 28 条 (委任)

つくば市立図書館条例をここに公布する。

令和6年12月27日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市条例第48号

つくば市立図書館条例

つくば市立図書館条例（平成2年つくば市条例第13号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存し、市民等の利用に供することにより、その知る権利を保障し、もってその教養の向上及び生涯にわたる学習の啓発並びに教育の振興及び文化の発展に寄与するため、つくば市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
つくば市立中央図書館	つくば市吾妻二丁目8番地

2 つくば市立中央図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
谷田部交流センター図書室	つくば市谷田部4774番地18
筑波交流センター図書室	つくば市北条5060番地

小野川交流センター図書室	つくば市館野477番地 1
荃崎交流センター図書室	つくば市小荃318番地

(閲覧所、配本所及び移動図書館)

第3条 図書館の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、必要に応じて閲覧所、配本所及び法第3条第5号の自動車文庫として移動図書館を置くことができる。

(利用の制限等)

第4条 つくば市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者（教育委員会規則で定める電子図書館サービス（以下「電子図書館サービス」という。）を利用する者を含む。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したときは、図書館の利用（電子図書館サービスの利用を含む。）を制限し、停止し、又は禁止することができる。

(原状回復の義務)

第5条 利用者は、図書館の利用を終了したとき又は前条の規定により利用を制限され、停止され、若しくは禁止されたときは、その図書館の施設、附帯設備、備品等を直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第6条 利用者は、図書館の施設、附帯設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者は、図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償の義務を免除することができる。

3 前項本文の場合において、廃刊等の理由により当該図書館資料の現品を賠償できないときは、教育委員会は、現品に代わる相当品を指定し、これに代えさせる

ことができる。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館につくば市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、第2項に規定する委員の任命の基準に該当しなくなったときは、その職を失う。

7 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のつくば市立図書館条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により任命されている委員は、この条例による改正後のつくば市立図書館条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定により任命された委員とみなす。

3 前項の場合において、その任命されたとみなされる委員の任期は、改正後の条

例第7条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における改正前の条例第3条第2項の規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和6年度（2024年度）つくば市立中央図書館重点事業 中間報告

1 サービスポイントの拡充

昨年度の研究学園小学校に続き、みどりの南小学校図書室等の地域開放を実施します。そのほか、利便性向上のため、返却ポストの増設を行います。

これにより、配送業務が増大するため、配送車両を増やし対応していきます。

【事業報告】

令和6年10月5日から、みどりの南小学校図書室の地域開放事業を開始しました。土日祝日（中央図書館の開館日のみ）に開室しており、地域開放用の蔵書約3,000冊を閲覧及び貸出できます。また、他館からの資料の取り寄せ（インターネット予約）や利用カードに関する手続き、学習での座席利用も可能です。令和6年10月～12月の期間中、26日間開室し、536人に計1,872冊を貸し出しています。

また、同年10月、みどりのプールに返却ポストを設置しました。みどりのプールの開館日時の中で御利用いただけます（年末年始を除く）。令和6年10～12月の3か月間で、計998冊が返却されました。



図1 みどりの南小学校図書室



図2 みどりのプール返却ポスト

2 電子図書館サービスの拡充

電子図書館サービス拡充のため、利用状況を分析するとともに、その収集方針を整理し、コンテンツの充実を図っていきます。

また、小・中学校において GIGA 端末を活用した電子書籍利用を促進するため、学校と連携しながら環境を整備し、児童・生徒の読書推進を図っていきます。

【事業報告】

令和6年6月から、小・中学校における GIGA 端末を活用した電子図書館の利用促進事業を開始しました。市内小・中学校の児童生徒約 23,000 人に電子図書館用 ID・パスワードを配布し、朝の読書や授業などで多数活用されています。(資料 2-2 参照)

3 自動車図書館サービスの拡充

自動車図書館サービス拡充のため、既存ステーションについて随時見直しを行うとともに、ニーズ調査などを通じて新たなステーションを設定し、利用拡大を図っていきます。

また、ライブラリーピクニックのほか、市内で行われるイベントなどへ自動車図書館で参加し読書推進活動を行うなど、車両の有効活用を図っていきます。

なお、老朽化に伴い 1 号車の車両更新を行います。

【事業報告】

令和6年度は、新たなステーションとして4月に3か所（うち1か所は施設工事の終了に伴う再開）、10月に1か所を増設しました。

また、5月11日・12日にライブラリーピクニックを実施しました。ライブラリーピクニックの一環としておはなし会を開催し、2日間で合計137の方に御参加いただきました。66の方に185冊の図書資料を貸し出し、青空の下で読書を楽しんでいただくことができました。

また、宝くじの社会貢献広報事業である「2024年度コミュニティ助成事業」助成金を活用し、自動車図書館車両1台を購入します（令和7年3月予定）。これにより、平成13年（2000年）から運用していた1号車の車両を更新し、4月から運行します。

(資料 2-3 参照)

4 中央図書館の施設改修

市長公約にある「図書館懇話会提言書で示された、公園のように自由な図書館『ふ

れあいライブラリーパーク』の理念を実現する中央図書館の施設改修」事業に着手します。

本年度は、中庭にウッドデッキを設置するための準備作業として、既存樹木を保護するための養生作業を実施します。

合わせて、文化会館アルス外壁改修工事や業務用エレベーターの更新を行います。

【事業報告】

来年度実施予定の中庭改修工事のため、令和6年度は中庭にある松の木の剪定・養生等を実施中です。詳しい内容については、議事（4）にて報告いたします。

5 市議会提言への対応

令和5年10月に、市議会予算決算委員会総務文教分科会（以下、市議会）から、「研究学園都市『つくば市』にふさわしい、新しい中央図書館の建設に向け、構想の検討を行うこと。具体的には、つくば市図書館懇話会による提言書『つくば市図書館の将来構想 2020 ふれあいライブラリーパーク』の内容をもとに、計画を着実に進めることを求めたい。」との提言を受けました。

これに対し、執行部の対応方針として、つくば市図書館懇話会提言書にあるステップアップフローの取組みの検証などを行いながら、新しい中央図書館建設に向けた構想の検討を進めていく旨を回答しました。

令和6年3月、市議会から、「スピード感を持って新しい図書館の建設を進めていただきたい。」との所感が出されました。

これらを受け、新しい中央図書館建設に向けた構想の検討に係る準備に着手します。

【事業報告】

令和6年12月、五十嵐市長が第3期目の公約として掲げた99の公約についてのロードマップが公表されました。99のうちの2事業「中央図書館のより快適な利用のためのリノベーション」「複合機能を持つ新たな図書館の整備検討」については、図書館が直接関係する内容となっています。詳しい内容については、議事（4）（5）にてご報告します。

令和6年4～11月 電子図書館の利用状況について

令和6年6月、小・中学校の児童生徒約23,000人に電子図書館用のIDパスワードを配布したところ、電子図書館の利用数が飛躍的に増加した。

電子図書館アクセス件数、貸出点数、閲覧点数のすべてにおいて、学校利用（児童生徒に配布したIDパスワードによる利用）は一般利用の数倍となっている。また、夏休み期間中である8月においても学校利用が一般利用を上回っており、児童生徒が学校以外の場所でも電子図書館を活用している可能性が考えられる。

表1 電子図書館アクセス件数

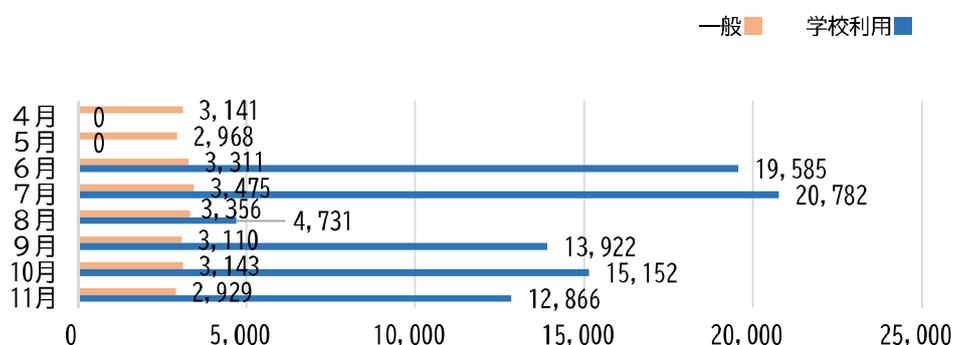


表2 貸出点数

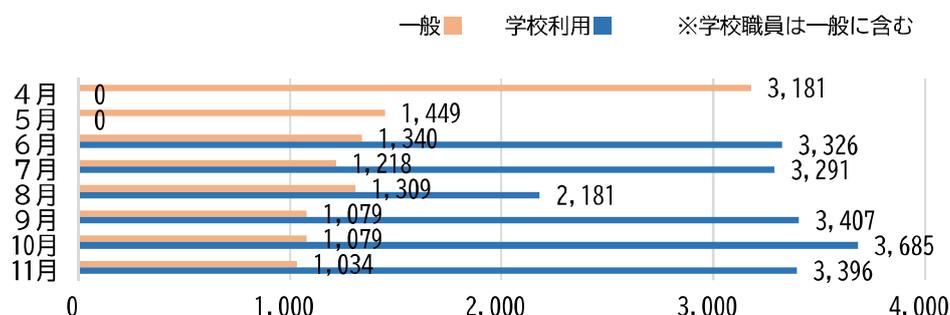
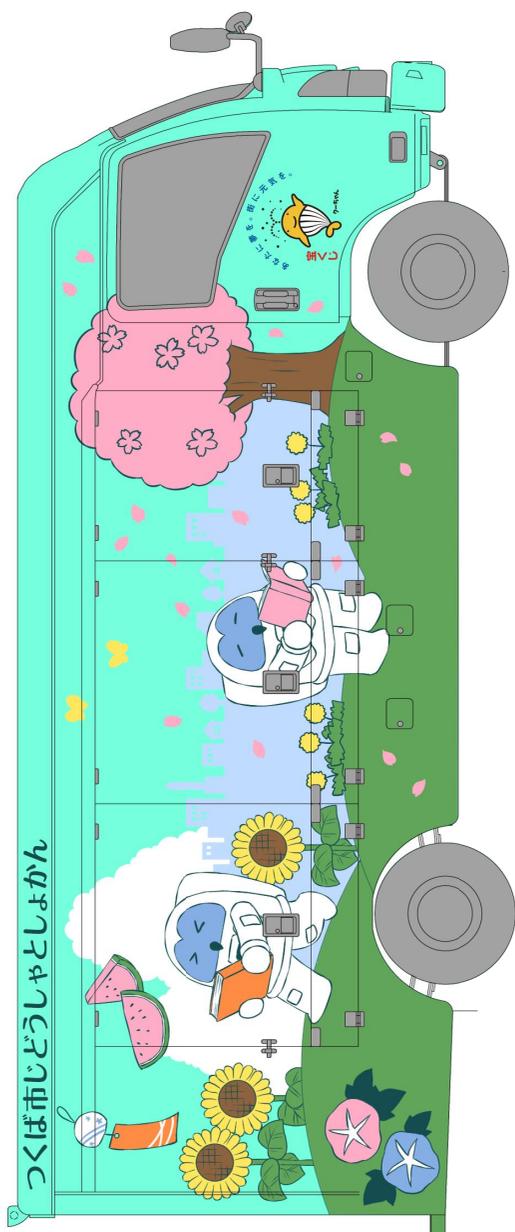
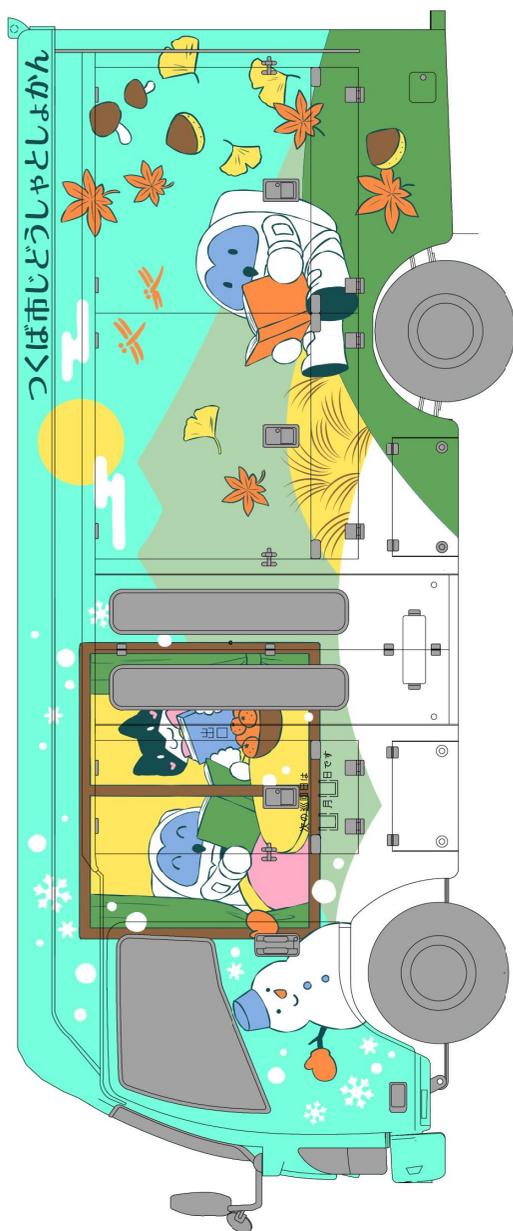
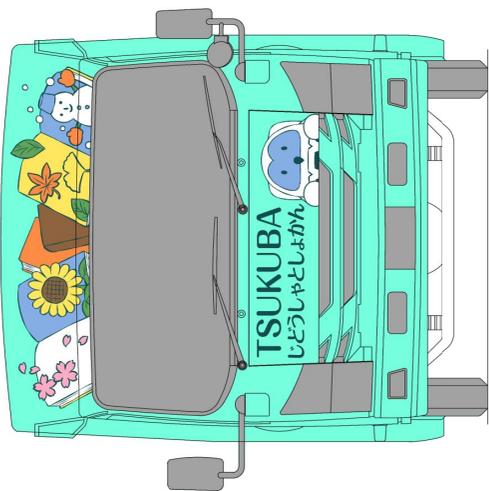
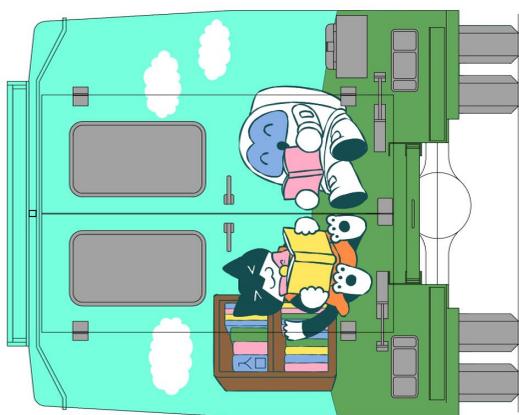


表3 閲覧点数





令和6～8年度つくば市立図書館運営上の指標と数値目標(修正案)

指標の目標年度 令和8年度

評価期間 令和6年度～令和8年度

1 市民サービスに必要な資料を確保し、提供することに関する指標 (9項目)

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
1-1	所蔵資料点数	492,183点	490,000点	所蔵資料の収容スペースが限界に近いため、現状の実績値を維持することを目標とする。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室(※1)、学校図書室(※2)等で所蔵する資料(視聴覚資料・雑誌を含む)の点数。電子書籍は別の指標で評価するため除く。			
1-2	受入資料点数	26,600点	28,000点	蔵書の入替えを有効に行い、図書館サービスの充実を目指す。中央図書館では年間約15,000冊を除籍している(令和5年度実績: 13,755点)。蔵書の入替えにより、書架の質を向上させる。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室、学校図書室等で受入した資料(視聴覚資料・雑誌を含む)の点数。電子書籍は別の指標で評価するため除く。			
1-3	個人貸出点数	1,498,017点	1,550,000点	利用者の多様な要求に応えるよう努め、貸出の増を図り、図書館サービスの充実を目指す。令和元年度から令和4年度の増加点数(約5万3千点)を考慮し、令和5年度の実績値から算出した。サービスポイントの新設や人口増から、今後も増加が見込まれる。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室、学校図書室等での個人への貸出した資料(視聴覚資料・雑誌を含む)の点数。電子書籍及び団体貸出については、別の指標で評価するため除く。			
1-4	視聴覚資料貸出点数	50,195点	70,000点	近年動画・音楽配信サービス等の普及が進んだためか、著しく減少している。新型コロナウイルス感染症流行前の水準(約7万点)に戻すことを目標とする。令和7年1月から貸出期間が1週間から2週間に変更になるため、その影響を注視していく。
指標の説明	CD・DVD・VHSビデオ等の視聴覚資料の貸出点数			
1-5	市民一人当たりの貸出点数	5.9点	6.0点	人口20～30万人都市の平均値5.06点(「日本の図書館2022」)を考慮し、現状維持の上、やや増加させるものとして目標値を設定した。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室、学校図書室等で貸出した資料の点数(1-3 個人貸出点数)を9月1日現在の常住人口で除して算出した、市民一人当たりの貸出点数			
1-6	電子図書館へのアクセス件数	31,836件	240,000件	令和6年6月に市内児童生徒約23,000人に対して電子図書館用のIDパスワードを配布したため、著しく増加することが見込まれる。令和6年9月～11月の平均は、約17,000件/月。20,000件×12か月を目標とする。
指標の説明	電子図書館へのアクセス件数			
1-7	電子書籍資料所蔵点数	3,553点	5,000点	中央図書館における所蔵資料の収容スペースの限界が近いいため、電子書籍の充実を図ることで図書館サービスの充実を目指す。また、非来館型サービスを提供することにより利用者の利便性の向上を図る。令和6年12月22日時点で4,462点。
指標の説明	電子書籍で所蔵する有効資料の点数(年度末時点)			
1-8	電子書籍資料貸出点数	13,164点	60,000点	令和6年6月に市内児童生徒約23,000人に対して電子図書館用のIDパスワードを配布したため、著しく増加することが見込まれる。令和6年9月～11月の平均は、約4,500点/月。5,000点×12か月を目標とする。
指標の説明	電子書籍資料の貸出点数(読み放題パックを除く)			
1-9	電子書籍資料閲覧件数	32,033件	42,000件	令和6年6月に市内児童生徒約23,000人に対して電子図書館用のIDパスワードを配布したため、著しく増加することが見込まれる。令和6年9月～11月の平均は、約2,900件/月。3,500点×12か月を目標とする。
指標の説明	電子書籍資料の閲覧件数(読み放題パックを含む)			

※1…4交流センター図書室とは、オンラインで結ばれている谷田部・筑波・小野川・荃崎の4交流センター図書室を指す

※2…学校図書室とは、地域に開放し図書館サービスの提供を行う研究学園小学校図書室・みどりの南小学校図書室を指す

2 市全体へのサービスに関する指標（8項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
2-1	来館者数	455,178人	500,000人	新型コロナウイルス流行前の水準(令和元年度:約56万人)を考慮し、ある程度回復させることを目標とする。一方、サービスポイントが増加したことに伴い、利用が中央図書館以外に分散することが考えられる。
指標の説明	中央図書館に来館した延人数			
2-2	年間開館日数	294日	293日	利用しやすい図書館運営に努め、年間の開館日数を増やそう一定以上に維持することで、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	中央図書館の年間開館日数			
2-3	年間開館時間	2,769時間	2,760時間	利用しやすい図書館運営に努め、年間の開館時間を増やそう一定以上に維持することで、市民の図書館利用促進と利便性の向上を目指す。
指標の説明	中央図書館の年間開館時間			
2-2	図書館利用カードの実利用者数	31,111人	35,000人	平成30年度以降、30,000人前後で推移している。市民の図書館利用促進に努める。
指標の説明	1年間に図書館利用カードを利用して資料を借りた人数(一人の人が複数回利用した場合は一人と計算。団体貸出を除く)			
2-3	新規登録者数	6,826人	7,000人	毎年6,000人前後で推移している。転入者や図書館未利用者等に対するPRIに努め、図書館利用者を増加させていく。
指標の説明	新たに図書館の利用カードを作成した人数			
2-4	所蔵館以外への返却冊数	167,733冊	185,000冊	サービスポイントや自動車図書館ステーションの増設に伴い、増加傾向にある。令和5年度実績値の約1割増を目標値とする。
指標の説明	所蔵館以外(中央図書館、自動車図書館、4交流センター図書室、学校図書室)に返却された図書資料の冊数			
2-5	ブックポストへの返却冊数	58,500冊	65,000冊	サービスポイントや自動車図書館ステーションの増設に伴い、増加傾向にある。令和5年度実績値の約1割増を目標値とする。
指標の説明	各ブックポストに返却されて回収した図書資料の冊数			
2-6	予約件数	208,444件	230,000件	平成30年度から4交流センター図書室の在架資料が予約できるようになり、大きく増加した。近年は図書館ホームページからの予約等、インターネットサービス全般が利用拡大傾向にある。サービスポイントの増設によりさらに増加することが見込まれる。
指標の説明	中央図書館、自動車図書館、4交流センター図書室及びホームページからの予約受付件数			
2-7	図書館ホームページへのアクセス件数	825,729件	900,000件	令和5年度実績値の約1割増を目標値とする。令和4年度以降、インターネットサービスの利用拡大と電子図書館サービス(令和4年10月開始)の影響を受け、急速に増加している。
指標の説明	図書館ホームページへのアクセス件数			
2-8	図書館情報紙の発行回数	18回	10回	「ヨモッカ」「こどもヨモッカ」(年2回)、「とじよかんの本」(年4回)、パスファインダー(不定期。およそ年2回程度)を発行・改訂することにより、図書館や資料に対する市民の理解と関心を高める。令和5年度は、パスファインダーの更新等が続き、突発的に発行回数が増加している。
指標の説明	市民向けの図書館情報紙(「ヨモッカ」「こどもヨモッカ」「とじよかんの本」「パスファインダー」等)の発行回数			

新

新

3 高齢者、障害を持った方及び外国の方へのサービスに関する指標（5項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
3-1	大活字本の所蔵冊数	2,845冊	3,000冊	令和5年度の目標値を継続する。徐々に増加傾向にあるが、資料の収容スペースが限界に近い。大活字本の計画的な蔵書管理に努め、高齢の方、障害を持った方のある方の図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	大活字本の所蔵冊数			
3-2	大活字本の貸出冊数	2,917冊	3,300冊	徐々に増加傾向にある。令和5年度実績値の約1割増を目標値とする。資料の充実とともに、大活字本コーナーの分かりやすい表示やPRIに努め、高齢の方や障害を持った方への図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	大活字本の年間貸出冊数			
3-3	外国語資料の所蔵冊数	11,662冊	12,000冊	令和5年度の目標値を継続する。徐々に増加してはいるが、資料の収容スペースが限界に近い。一定以上の水準を維持し、多言語サービスの充実を図る。
指標の説明	英語、中国語、韓国語をはじめとする外国語資料（児童書及び一般書）の所蔵冊数			
3-4	外国語資料の貸出冊数	11,611冊	12,000冊	令和5年度の目標値を継続する。外国語資料コーナーの配架や外国語による掲示等の充実にも努め、外国語資料の貸出増を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	英語、中国語、韓国語をはじめとする外国語資料（児童書及び一般書）の年間貸出冊数			
3-5	点字資料の所蔵点数	251点	270点	点訳資料の作成及び収集に努め、所蔵点数増を図り、障害を持った方への図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館のボランティアが作成した点字資料と購入した点字資料の所蔵点数			

4 地域支援サービスに関する指標（3項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
4-1	自動車図書館利用人数	13,841人	14,000人	令和5年度の目標値を継続する。自動車図書館ステーションの見直しや蔵書の充実を図り、適切な周期の運行に努め、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	自動車図書館(3台)での年間貸出人数			
4-2	自動車図書館貸出冊数	47,583冊	53,000冊	令和5年度実績値の約1割増を目標値とする。自動車図書館資料の充実にも努め、利用者のニーズに応じた本を積載して各ステーションを巡回することで、貸出冊数の増を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	自動車図書館(3台)での年間貸出冊数			
4-3	相互貸借貸出冊数	1,420冊	1,500冊	近年、1,500冊前後で推移している。令和5年度の目標値を継続する。利用者が求める資料で中央図書館が所蔵していない資料について、他の図書館と連携して利用者に提供する。
指標の説明	図書館が所蔵していない資料で、利用者の希望を受けて他市等の図書館から借受して貸出を行った資料冊数			

5 課題解決支援、ボランティアとの連携、利用者の情報活用能力に関する指標（4項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
5-1	レファレンス受付件数	1,446件	1,500件	近年、1,400件前後で推移している。レファレンス能力の向上とレファレンスサービスのPRIに努め、利用者の情報や知識の獲得、調査研究や調べ学習を支援し、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館のカウンター、電話、電子メール等で受付をしたレファレンス件数			

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
5-2	ボランティア登録者数	151人	160人	例年160人程度を定員とし、募集を締め切っている。より多くの方にボランティア活動に参加していただけるよう、多様なボランティア活動の機会や場所を提供し、する。また、ボランティアの協力を得ることで図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館の各ボランティアに登録した人数(一人で複数のボランティアに登録している場合は一人で算出)			
5-3	ボランティア活動者数	1,918人	2,000人	令和5年度実績値の約1割増を目標値とする。多様なボランティア活動の機会や場所を提供し、することで、市民のボランティア活動を支援するとともに、ボランティアの協力を得ることで図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館の各ボランティア活動に参加した延人数			
5-4	ボランティア等によるおはなし会等開催回数	192回	160回	おはなしボランティアによるおはなし会(月9回)、図書館職員によるおはなし会(月2回、8月なし)、地域文化ボランティアによるブックトーク等(月2回)、おはなしボランティアによる人形劇・パネルシアター(年2回)、その他様々な形式のおはなし会を随時開催し、読書推進を図る。定期的におはなし会等を開催することで、本に関する関心を高め、読書推進を目指す。
指標の説明	図書館ボランティア・図書館職員が実施したおはなし会・ブックトーク・パネルシアター等の開催回数(学校訪問ブックトーク事業については積算しない。)			

6 学校図書館等支援に関する指標 (6項目)

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
6-1	団体貸出利用回数	100回	200回	令和5年度の目標を継続し、新型コロナウイルス感染症流行前の水準(令和元年度:約250回)に戻すことを目標とする。団体貸出についてのPRに努め、学校や公共機関等の団体貸出利用団体の増を図り、学校等における読書活動
指標の説明	団体貸出を利用した団体の延利用回数			
6-2	団体貸出図書冊数	8,703冊	10,000冊	新型コロナウイルス感染症流行前の水準(令和元年度:約10,000冊)に戻すことを目標とする。団体貸出についてのPRに努め、学校や公共機関等への団体貸出しの利用増を図り、学校等における読書活動の推進を目指す。
指標の説明	保育所・幼稚園・小学校・児童クラブ・福祉施設等の団体に対しての図書の貸出冊数(1回につき1団体300冊まで3か月間貸出可能)			
6-3	社会科見学等の図書館見学受入回数	5回	10回	読書活動の普及を図るため、受入体制の充実に努め、読書活動の推進を目指す。
指標の説明	保育所・幼稚園・小学校・義務教育学校・特別支援学校等による図書館見学の受入回数			
6-4	職場体験学習受入人数	25人	40人	読書活動の普及を図るため、図書館の受入体制の充実に努め、読書活動の推進を目指す。
指標の説明	8年生(中学2年生)を対象とした職場体験の場として、中央図書館で図書館業務の体験学習を受け入れた生徒の人数			
6-5	ジュニア図書館員受入人数	56人	75人	読書活動の普及を図るため、図書館の受入体制の充実に努め、読書活動の向上を目指す。
指標の説明	5年生から6年生を対象にした体験型事業「ジュニア図書館員」に参加した児童の人数			
6-6	学校司書等の研修参加人数	51人	50人	学校図書館との連携を強化し、学校司書の研修等を支援することで、読書活動の推進を目指す。(令和6年度学校数:50校、学校司書人数:56人)
指標の説明	学校司書等を対象に実施される研修の延参加人数			

7 市民満足度に関する指標 (1項目)

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
7-1	利用者満足度調査の満足度	83%	80%以上	図書館利用者の満足度を把握し、利用者の声をサービスに反映させることで図書館運営の向上を目指す。
指標の説明	中央図書館の利用者に対して図書館サービスについての満足度調査を実施し、「満足」「やや満足」と回答した人の割合			

令和6～8年度つくば市立図書館運営上の指標と数値目標(案)

(第1回資料4)

指標の目標年度 令和8年度

評価期間 令和6年度～令和8年度

1 市民サービスに必要な資料を確保し、提供することに関する指標 (9項目)

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
1-1	所蔵資料点数	492,183点	490,000点	利用者の要望や地域の実情に留意しつつ計画的に多様な所蔵資料の整備を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室(※1)、学校図書室(※2)等で所蔵する資料(視聴覚資料・雑誌を含む)の点数。電子書籍は別の指標で評価するため除く。			
1-2	受入資料点数	26,600点	28,000点	所蔵資料点数は所蔵スペース的に限界値に近いいため、蔵書の入替えを有効に行い、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室、学校図書室等で受入した資料(視聴覚資料・雑誌を含む)の点数。電子書籍は別の指標で評価するため除く。			
1-3	個人貸出点数	1,498,017点	1,500,000点	利用者の多様な要求に応えるよう努め、貸出の増を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室、学校図書室等での個人への貸出した資料(視聴覚資料・雑誌を含む)の点数。個人貸出の評価をするため団体貸出は除く。電子書籍は別の指標で評価するため除く。			
1-4	視聴覚資料貸出点数	50,195点	70,000点	視聴覚資料は1点当たりの購入費が高額となるため、資料の厳選に努めながら計画的に整備し、貸出の増を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	CD・DVD・VHSビデオ等の視聴覚資料の貸出点数			
1-5	市民一人当たりの貸出点数	5.9点	6.0点	中央図書館と4交流センター図書室の連携を図るとともに、自動車図書館やサービスポイント等を活用し、市民一人当たりの貸出点数の増を図り、市内全域における図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館(自動車図書館・本庁舎コミュニティ棟・かとりだい交流館を含む)、4交流センター図書室、学校図書室等で貸出した資料の点数(1-3 個人貸出点数)を9月1日現在の常住人口で除して算出した、市民一人当たりの貸出点数。			
1-6	電子図書館へのアクセス件数	31,836件	50,000件	所蔵スペース的に書籍での蔵書点数が限界に近いいため、電子書籍の充実を図ることで図書館サービスの充実を目指す。また、非来館型サービスを提供することにより利用者の利便性の向上を図る。
指標の説明	電子図書館へのアクセス件数			
1-7	電子書籍資料所蔵点数	3,553点	5,000点	所蔵スペース的に書籍での蔵書点数が限界に近いいため、電子書籍の充実を図ることで図書館サービスの充実を目指す。また、非来館型サービスを提供することにより利用者の利便性の向上を図る。
指標の説明	電子書籍で所蔵する有効資料の点数(年度末時点)			
1-8	電子書籍資料貸出点数	13,164点	15,000点	所蔵スペース的に書籍での蔵書点数が限界に近いいため、電子書籍の充実を図ることで図書館サービスの充実を目指す。また、非来館型サービスを提供することにより利用者の利便性の向上を図る。
指標の説明	電子書籍資料の貸出点数(読み放題パックを除く)			
1-9	電子書籍資料閲覧件数	32,033件	50,000件	所蔵スペース的に書籍での蔵書点数が限界に近いいため、電子書籍の充実を図ることで図書館サービスの充実を目指す。また、非来館型サービスを提供することにより利用者の利便性の向上を図る。
指標の説明	電子書籍資料の閲覧件数(読み放題パックを含む)			

※1…4交流センター図書室とは、オンラインで結ばれている谷田部・筑波・小野川・荃崎の4交流センター図書室を指す

※2…学校図書室とは、地域に開放し図書館サービスの提供を行う研究学園小学校図書室・みどりの南小学校図書室を指す

2 市全体へのサービスに関する指標（10項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
2-1	来館者数	455,178人	580,000人	利用しやすい図書館運営に努め、来館者数の増を図ることで、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	中央図書館に来館した延人数			
2-2	年間開館日数	294日	293日	利用しやすい図書館運営に努め、年間の開館日数を増やすことで、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	中央図書館の年間開館日数			
2-3	年間開館時間	2,769時間	2,760時間	利用しやすい図書館運営に努め、年間の開館時間を増やすことで、市民の図書館利用促進と利便性の向上を目指す。
指標の説明	中央図書館の年間開館時間			
2-4	図書館利用カードの実利用者数	31,111人	33,500人	利用しやすい図書館運営に努め、より多くの市民に図書館資料の提供を図ることで、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	1年間に図書館利用カードを利用して資料を借りた人数(一人の人が複数回利用した場合は一人と計算、団体貸出除く)			
2-5	新規登録者数	6,826人	6,500人	転入者や図書館未利用者等に対するPRIに努め、登録者数の増を図ることで、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	新たに図書館の利用カードを作成した人数			
2-6	所蔵館以外への返却冊数	167,733冊	185,000冊	所蔵館以外の館でも圖書の返却を可能とし、利用者の利便性の向上や市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	所蔵館以外(中央図書館、自動車図書館、4交流センター図書室、学校図書室)に返却された図書資料の冊数			
2-7	ブックポストへの返却冊数	58,500冊	65,000冊	ブックポストなどを設置し圖書の返却が可能なポイントを増やすことで利用者の利便性の向上に努め、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	各ブックポストに返却されて回収した図書資料の冊数			
2-8	予約件数	208,444件	230,000件	図書館窓口のほか図書館ホームページからのインターネット予約の充実を図るとともに、4交流センター図書室等を活用した迅速な予約本の貸出サービスに努め、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	中央図書館、自動車図書館、4交流センター図書室及びホームページからの予約受付件数			
2-9	図書館ホームページへのアクセス件数	825,729件	900,000件	図書館ホームページの内容充実と分かりやすい情報発信に努め、市民の理解と関心を高めることで、市民の図書館利用の促進を目指す。
指標の説明	図書館ホームページへのアクセス件数			
2-10	図書館情報紙の発行回数	18回	10回	図書館情報紙「ヨモッカ」「こどもヨモッカ」など、市民に親しまれる情報紙を定期的に発行し、市民の理解と関心を高めることで、市民の利用の促進を目指す。
指標の説明	市民向けの図書館情報紙(「ヨモッカ」「こどもヨモッカ」「としょかんの本」「パスファインダー」等)の発行回数			

新
新

3 高齢者、障害のある方及び外国の方へのサービスに関する指標（5項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
3-1	大活字本の所蔵冊数	2,845冊	3,000冊	大活字本の計画的な蔵書管理に努め、高齢の方、障害を持った方の図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	大活字本の所蔵冊数			
3-2	大活字本の貸出冊数	2,917冊	3,300冊	資料の充実とともに、大活字本コーナーの分かりやすい表示やPRに努め、高齢の方や障害を持った方への図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	大活字本の年間貸出冊数			
3-3	外国語資料の所蔵冊数	11,662冊	12,000冊	外国語資料の蔵書数を増やし、多言語サービスの向上を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	英語、中国語、韓国語をはじめとする外国語資料（児童書及び一般書）の所蔵冊数			
3-4	外国語資料の貸出冊数	11,611冊	12,000冊	外国語資料コーナーの配架や外国語による掲示等の充実に努め、外国語資料の貸出増を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	英語、中国語、韓国語をはじめとする外国語資料（児童書及び一般書）の年間貸出冊数			
3-5	点字資料の所蔵点数	251点	270点	点字資料の作成及び収集に努め、所蔵点数増を図り、障害を持った方への図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館のボランティアが作成した点字資料と購入した点字資料の所蔵点数			

4 地域支援サービスに関する指標（3項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
4-1	自動車図書館利用人数	13,841人	14,000人	自動車図書館ステーションの見直しや蔵書の充実を図り、適切な周期の運行に努め、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	自動車図書館（3台）での年間貸出人数			
4-2	自動車図書館貸出冊数	47,583冊	55,000冊	自動車図書館資料の充実に努め、利用者のニーズに応じた本を積載して各ステーションを巡回することで、貸出冊数の増を図り、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	自動車図書館（3台）での年間貸出冊数			
4-3	相互貸借貸出冊数	1,420冊	1,800冊	利用者が求める資料で中央図書館が所蔵していない資料について、他の図書館と連携して利用者に提供することで、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	図書館が所蔵していない資料で、利用者の希望を受けて他市等の図書館から借受して貸出を行った資料冊数			

5 課題解決支援、ボランティアとの連携、利用者の情報活用能力に関する指標（4項目）

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
5-1	レファレンス受付件数	1,446件	1,800件	レファレンス能力の向上とレファレンスサービスのPRに努め、利用者の情報や知識の獲得、調査研究や調べ学習を支援し、図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館のカウンター、電話、電子メール等で受付をしたレファレンス件数			

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
5-2	ボランティア登録者数	151人	160人	より多くの方にボランティア活動に参加していただけるよう、多様なボランティア活動の機会や場所を提供する。また、ボランティアの協力を得ることで図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館の各ボランティアに登録した人数(一人で複数のボランティアに登録している場合は一人で算出)			
5-3	ボランティア活動者数	1,918人	2,200人	多様なボランティア活動の機会や場所を提供することで、市民のボランティア活動を支援するとともに、ボランティアの協力を得ることで図書館サービスの充実を目指す。
指標の説明	中央図書館の各ボランティア活動に参加した延人数			
5-4	ボランティア等によるおはなし会等開催回数	192回	150回	定期的にはおはなし会等を開催することで、本に関する関心を高め、読書推進を目指す。
指標の説明	図書館ボランティア・図書館職員が実施したおはなし会・ブックトーク・パネルシアター等の開催回数			

6 学校図書館等支援に関する指標 (6項目)

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
6-1	団体貸出利用回数	100回	200回	団体貸出についてのPRに努め、学校や公共機関等の団体貸出利用団体の増を図り、学校等における読書活動の推進を目指す。
指標の説明	団体貸出を利用した団体の延利用回数			
6-2	団体貸出図書冊数	8,703冊	15,000冊	団体貸出についてのPRに努め、学校や公共機関等への団体貸出しの利用増を図り、学校等における読書活動の推進を目指す。
指標の説明	保育所・幼稚園・小学校・児童クラブ・福祉施設等の団体に対しての図書の貸出冊数(1回につき1団体300冊まで3か月間貸出可能)			
6-3	社会科見学等の図書館見学受入回数	5回	10回	読書活動の普及を図るため、受入体制の充実に努め、読書活動の推進を目指す。
指標の説明	保育所・幼稚園・小学校・義務教育学校・特別支援学校等による図書館見学の受入回数			
6-4	職場体験学習受入人数	25人	40人	読書活動の普及を図るため、図書館の受入体制の充実に努め、読書活動の推進を目指す。
指標の説明	8年生(中学2年生)を対象とした職場体験の場として、中央図書館で図書館業務の体験学習を受け入れた生徒の人数			
6-5	ジュニア図書館員受入人数	56人	75人	読書活動の普及を図るため、図書館の受入体制の充実に努め、読書活動の向上を目指す。
指標の説明	5年生から6年生を対象にした体験型事業「ジュニア図書館員」に参加した児童の人数			
6-6	学校司書等の研修参加人数	51人	170人	学校図書館との連携を強化し、学校司書の研修等を支援することで、読書活動の推進を目指す。
指標の説明	学校司書等を対象に実施される研修の延参加人数			

7 市民満足度に関する指標 (1項目)

No.	目標指標	参考値	目標値	目標値の設定理由
		令和5年度実績		
7-1	利用者満足度調査の満足度	83%	80%以上	図書館利用者の満足度を把握し、利用者の声をサービスに反映させることで図書館運営の向上を目指す。
指標の説明	中央図書館の利用者に対して図書館サービスについて調査を実施し、「満足」「やや満足」と回答した人の割合			

中央図書館施設改修計画

1 概要

平成2年（1990年）に開館したつくば市立中央図書館は、当時の主流であった貸出を中心とする非滞在型図書館として開館しました。当時は本を借りて自宅で読むことを想定しており、図書館内に長時間滞在するような設計がされていないため、滞在型図書館として閲覧スペースやコミュニケーションスペースが不足しているのが現状です。

これまで施設修繕等を適切に行い環境整備には努めてまいりましたが、現状のスペースではこれからの図書館として求められている機能を十分に発揮していくことは難しい状況となっております。そこで、開放感のあるガラスエリアから臨む中庭の環境を生かし、デッキスペース等を設ける改修を計画しております。

2 改修内容

図書館内と中庭の行き来が可能な出入口を設置し、中庭の席を飲食等も可能とすることで、本を読みながら飲み物を飲む等ゆったりと過ごせる空間を作ります。また、中庭に出られるようにすることで外部環境との連続的な場づくりを行い、限られたスペースの中でコミュニケーションすることが可能なスペースを設置します。

これは、令和2年3月につくば市図書館懇話会から提言された『ふれあいライブラリーパーク』に基づき、すべての市民が気軽に自由に利用でき、市民の居場所となるような滞在型図書館を目指すために検討いたしました。

3 改修スケジュール

【令和5年度】

- ・中央図書館改修設計委託

【令和6年度】

- ・文化会館アルス外壁改修工事
- ・令和7年度の中央図書館改修工事のための中庭の松の木剪定・養生等

【令和7年度】

- ・中央図書館改修工事

4 中央図書館改修設計委託 成果物



図1 館内から見た中庭と出入口のイメージ



図2 改修後の中庭のイメージ

市長公約事業のロードマップ2024-2028個票

公約番号	84	公約事業名称	複合機能を持つ新たな図書館の整備検討				担当部課	教育局中央図書館			
内容	<p>長年、市民に親しまれてきた中央図書館は、人口増加やニーズの変化を受け手狭になってきたため、現在のつくばに相応しい水準と規模を持つ新たな図書館について、建設事業に関する情報収集のための先進地視察を行うとともに、有識者や市民との対話の場となる懇話会を立ち上げ、市民ニーズの適正な把握を行う。同時に、他の公共施設との機能の集約について、庁内連携を図る。</p>										
重要業績評価指標 (KPI)	—						現状値 (2023年度末)	—			
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度					
	目標値	—	—	—	—	—					
	実績値	—	—	—	—	—					
実施内容 [凡例] 計画 実績	先進事例調査・視察	←→									
	市民アンケート	←→									
	庁内連携	←→									
	基本構想の策定					←→					
	基本計画の策定					←→					
	基本設計の実施							←→			
事業費見込み (千円)		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
		408	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の中央図書館は2024年6月で開館から34年が経過し、老朽化している。 ・ 図書館の資料数や専有面積（延床面積）は本市の人口規模・増加率に見合わず、同規模他市と比較すると十分でない状況である。 ・ つくば市議会提言書（2023年度）においても、本市に相応しい新図書館建設に向けた構想の検討を行うべきとの所感が出されている。 										

公約番号	85	公約事業名称	中央図書館のより快適な利用のためのリノベーション				担当部課	教育局中央図書館				
内容	<p>2020年3月につくば市図書館懇話会から提出された提言書（つくば市図書館の将来構想2020 ふれあいライブラリーパーク 人と人、人と本、本と本がふれあう公園のように自由な図書館で、地域の課題を解決し、新たなモノ／コトを生み出す）に示された滞在型図書館を実現するため、市民意見を反映させた中央図書館の施設改修を行う。</p>											
重要業績評価指標 (KPI)	—						現状値 (2023年度末)	—				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度						
	目標値	—	—	—	—	—						
	実績値	—	—	—	—	—						
実施内容 [凡例] 計画 実績	中庭植栽保全工事（根回し、伐採）	←→										
	中庭改修工事（ウッドデッキ、中庭通用口増設）	←→										
	備品更新（雑誌架、閲覧席、ソファ等）	←→										
	こども（児童）コーナー改修等設計	←→										
	こども（児童）コーナー改修等工事					←→						
事業費見込み (千円)		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
		5,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年度までに設計及びリノベーション事業準備段階として中庭の植栽を伐採・剪定を終了する予定である。 ・ 2025年度に本工事を施工し、中庭にウッドデッキ及びベンチ等を設けるとともに、図書館入口に入って左手に面する中庭全面ガラスの一部取り外し、ウッドデッキへのアクセスを可能とする自動ドア出入口を設置する。 ・ 館内空間の快適化に資するため、2025年度の本工事施工に際し、正面出入口案内板の撤去、老朽化した雑誌架・閲覧席の更新等を合わせて実施する。 ・ こども（児童）コーナーの改修について着手する。 											

市長公約事業のロードマップ

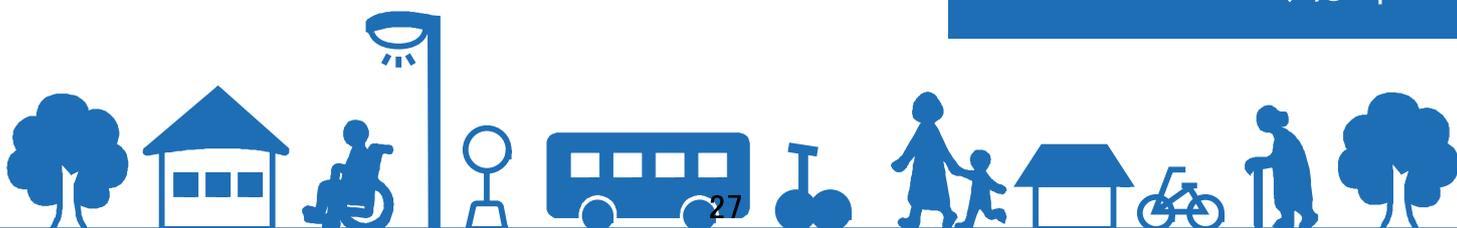
2024-2028

世界のあしたが見えるまち

ともに創る

- 1 徹底した行政改革
- 2 安心の子育て・教育
- 3 頼れる福祉
- 4 便利なインフラ
- 5 活気ある地域
- 6 誇れるまち

令和6年12月
つくば市



はじめに



2016年に市長に就任して以降、誰もが安心して、喜びを持って住み続けられるまちを目指し、「市民第一の市政」を進めてきました。

市民との対話を積み重ねながら、1期目においては、82項目の公約事業について90.4%が「達成」及び「順調」の進捗となりました。また、2期目においては、135項目と1期目から大幅に事業数を増やした中でも、86.1%が「達成」「順調」「おおむね順調」の進捗となり、着実に事業を進めることができました。

3期目においても、これからの4年間、そしてその先を見つめる具体策として、99項目の公約を掲げ、その具体的な実施内容とスケジュールを示したロードマップを作成しました。公約事業の進行にあたっては、1期目、2期目と同様に、市民や企業等、多様な主体との対話により、着実に事業を進めていきます。

また、3期目の公約は「世界のあしたが見えるまち」というビジョンの実現に向けて、「全世代・全市民の幸せ」「科学技術を使った課題解決」「持続可能な15分都市」「変革し続け、市民と共創する市役所」「緑への転換（グリーン・シフト）」の5つの考え方を土台にしています。これからも市民とともに新たな挑戦をしながら、生活の課題を解決し、市民が幸せに安心して暮らせるまちへと進んでいくため、この5つの考え方を土台としながら、市民第一の市政を進めていきます。

皆さまから御意見・御提案頂きながら改善を重ねていきたいと考えています。忌憚のない御意見・御提案をお待ちしていますので、どうぞよろしく願いいたします。

令和6年（2024年）12月26日

つくば市長

本ロードマップの作成に際して



本ロードマップは、各公約について、いつまでに、どのような目標を持って、どのように取り組むのかといった工程を記載したものです。



毎年度、どこまで実現できたかを示すため、年度ごとの実施内容等を明らかにして進行管理を行います。



各公約の事業費見込みは、現時点において、予算を計上している2024年度のみ記載しています。



本ロードマップは、作成日時点での内容となり、今後随時見直します。

公約事業一覧

No.	公約事業名称	頁数
1 徹底した行政改革 さらに市民第一の市政へ		
1	市民が「待たない・書かない・行かない」でよい市役所になるためのデジタル化推進	1
2	公職選挙でのインターネット投票の実現を目指した様々な市民投票の実施	1
3	データに基づく政策立案の推進	2
4	高齢者向けスマホ教室のさらなる充実	2
5	生成AIの利活用を推進した業務の効率化と質の向上	3
6	市役所職員でなくとも対応ができる業務の外注化によるサービス向上	3
7	コーチングの手法により主体性の高い市職員の育成	4
8	つくばスーパーサイエンスシティ構想の実現	4
9-1	女性活躍推進（市の管理職割合の増加・審議会等の女性委員率を4割以上に）〔市の管理職割合〕	5
9-2	女性活躍推進（市の管理職割合の増加・審議会等の女性委員率を4割以上に）〔審議会等の女性委員率〕	5
2 安心の子育て・教育 こどもとママパパにもっとやさしい子育て環境		
10	全天候型のこどもの遊び場の整備	6
11	インクルーシブ遊具に溢れた公園整備（筑波北部公園）	6
12	子育て世帯への訪問等支援事業の充実	7
13	公立保育所及び幼稚園での医療的ケア児受入	7
14	保育所の整備促進とともに保育士配置支援事業補助の実施・処遇改善の継続	8
15	公立幼稚園での平日預かり保育の実施	8
16	「教えから学びへ」の転換を掲げる教育大綱の実現	9
17	不登校児童生徒の支援のさらなる充実	9
18	科学技術を教育に活かす授業のさらなる推進	10
19	部活動の地域移行の推進	10
20	コミュニティ・スクールを全学園で導入	11
21	教員の支援体制の充実	11
22	こどもと地域が共同利用する新しい学校施設のあり方のモデル事業を谷田部庁舎跡地で推進	12
23	中根・金田台地区の小学校建設と栗原小学校の魅力向上	12
24	既存の学校の環境を良くするためのリノベーション実施	13
25	学校施設を活用した放課後の居場所「アフタースクールモデル事業」の実施	13
26	土日開放する児童館を拡大	14
27	遠距離の高校に通うための通学支援の充実	14
28	県立・私立高校等の誘致と県立高校定員増に向けた働きかけ	15
29-1	若者のための「ユースセンター」の設置〔ユースセンター〕	15
29-2	若者のための「ユースセンター」の設置〔からだ・こころ・性の相談場所〕	16
30-1	日本語学習環境の充実のためのプレスクールの設置〔生活支援〕	16
30-2	日本語学習環境の充実のためのプレスクールの設置〔教育支援〕	17
3 頼れる福祉 すべての人が自分らしく生きる社会		
31-1	高齢者の生活を支援する事業をさらに推進〔ごみ出し支援〕	17
31-2	高齢者の生活を支援する事業をさらに推進〔終活支援〕	18
32	認知症高齢者向けに個人賠償の責任が生じた際の保険制度の導入	18
33	地域包括支援センターを増やし、一部の地域交流センター等へも相談員を配置	19
34	荃崎老人福祉センター入浴施設のリニューアル	19
35	高齢者への新型コロナワクチンの個人負担額助成	20
36	児童発達支援センターを春日庁舎を改修して開設	20
37	障害のある人が働くためのサポート推進	21
38-1	こどもの青い羽根基金を活用した学習会、みんなの食堂、居場所の拡大〔つくばこどもの青い羽根学習会〕	21
38-2	こどもの青い羽根基金を活用した学習会、みんなの食堂、居場所の拡大〔みんなの食堂〕	22
38-3	こどもの青い羽根基金を活用した学習会、みんなの食堂、居場所の拡大〔居場所づくり支援事業（青い羽根のいえ）〕	22
39	配偶者暴力相談支援センターの設置及び女性相談支援員の配置	23
40	LGBTQ+（性的少数者）が暮らしやすい環境づくり	23
41	聴覚や視覚に障害がある人が必要な情報へアクセスできる施策の推進	24
42	遠隔医療アプリを活用した小児休日夜間オンライン診療の実施	24
43	犬や猫の譲渡会の積極的支援で殺処分ゼロへ	25

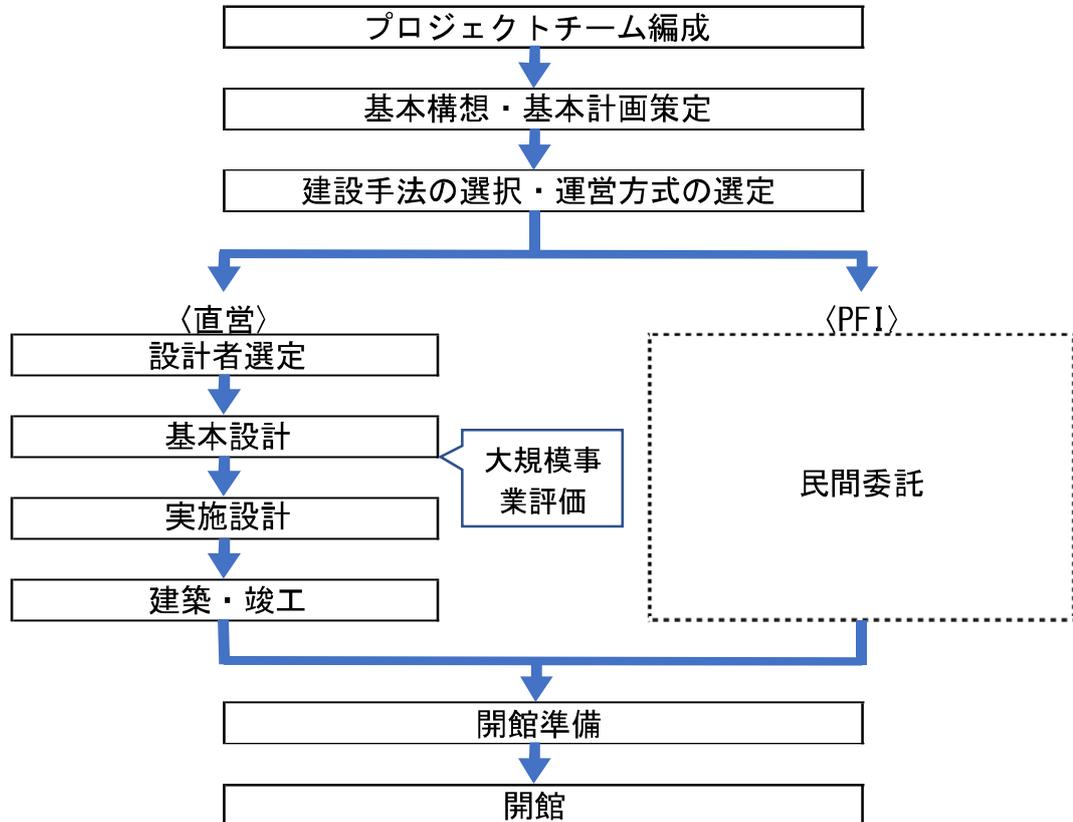
No.	公約事業名称	頁数
4 便利なインフラ 快適で持続可能なインフラ整備		
44	ドライバー不足に対応する「公共ライドシェア」と「ドライバーバンク」の創設	25
45	つくば全車両を人工知能（AI）の予約システムで運用することで予約枠の大幅増	26
46	自動運転バスの運行	26
47	深刻化する市内の渋滞対策の実施	27
48	シェアサイクル「つくチャリ」の拡充	27
49	自転車ヘルメットの補助を全年齢へ拡大	28
50-1	都市の中で緑を増やす「グリーンインフラ」の積極導入〔緑の基本計画〕	28
50-2	都市の中で緑を増やす「グリーンインフラ」の積極導入〔生物多様性緑地管理・創出のガイドライン〕	29
51	防災拠点の整備推進	29
52	焼却灰の最終処分場の検討推進	30
53	ごみの減量に向けた積極的な取り組み	30
54	上水道の整備の着実な推進	31
55	みどりの地区への郵便局誘致	31
56	災害時に水を確保する防災井戸の整備	32
57	中根・金田台地区への都市計画道路の調整推進	32
58	つくば中央インターチェンジ周辺の開発推進	33
59	中央公園のリニューアルによる魅力度アップ	33
5 活気ある地域 つながり力を活気ある地域へ		
60	こどもたちと地域の住民が同じ給食を食べる「給食レストラン」を整備	34
61	給食への有機農産物を使用したメニューの増加	34
62-1	つくばの魅力ある農産物の地産地消の推進〔学校給食〕	35
62-2	つくばの魅力ある農産物の地産地消の推進〔飲食店等〕	35
63	カピオ敷地内のカフェ跡の改修と活用	36
64	つくばマラソンのコースのリニューアル	36
65	アーバンスポーツ施設の整備検討	37
66	市立体育館へのエアコン設置	37
67	河川敷を活用したスポーツ施設等の整備検討	38
68	労働者協同組合の運営費支援による市民主体の活動の推進	38
69	NP0や労働者協同組合の活動の拠点となるシェアオフィス整備を検討	39
70	荃崎保健センターの市民利用施設への改修	39
71	未利用の公有地の利活用を更に推進	40
72	地域スポーツと障害者スポーツの拠点となる陸上競技場の整備	40
73	学校跡地の利活用推進	41
74	森林の利用希望者と所有者をつなぐ「森林バンク」制度の創設	41
75-1	筑波山・牛久沼の生態系を活かした活性化〔筑波山〕	42
75-2	筑波山・牛久沼の生態系を活かした活性化〔牛久沼〕	42
76-1	豊里ゆかりの森・筑波ふれあいの里・荃崎こもれび六斗の森の再整備〔豊里ゆかりの森〕	43
76-2	豊里ゆかりの森・筑波ふれあいの里・荃崎こもれび六斗の森の再整備〔筑波ふれあいの里〕	43
76-3	豊里ゆかりの森・筑波ふれあいの里・荃崎こもれび六斗の森の再整備〔荃崎こもれび六斗の森〕	44
77	ドッグランの設置	44
78	新たな産業用地の創出	45
79	男性の育児休業取得促進事業の充実	45
80	周辺市街地を拠点とした持続可能な都市への再設計	46
81	住宅を建てられる土地を増やすための区域指定の拡大	46
82	洞峰公園で協議会を設立し、市民とともに新しい公園経営を開始	47
83	空き家の活用推進	47
6 誇れるまち つくばの魅力をとにも創る		
84	複合機能を持つ新たな図書館の整備検討	48
85	中央図書館のより快適な利用のためのリノベーション	48
86	つくば駅前の公務員宿舎（70街区）跡地をイノベーションの拠点に	49
87	社会にインパクトをもたらすスタートアップ企業への支援推進	49
88	メディアアート拠点の整備検討	50
89	芸術文化拠点の整備（旧田水山小学校）	50
90	市内のアーティストを学校や市民へつなぐ芸術文化コーディネーターの設置	51
91	道の駅の整備検討	51

No.	公約事業名称	頁数
92	つくばで醸造されているお酒の普及推進	52
93	つくばのまちの歴史や成り立ちがわかる歴史展示機能の検討	52
94	国に選定された「脱炭素先行地域づくり事業」の取り組み推進	53
95	気候市民会議からの提案の推進	53
96	公用車を電気自動車やプラグインハイブリッド車に転換	54
97	公共施設への太陽光発電設備導入を推進	54
98	生物多様性センターの設置	55
99	自然と生物の多様性を守り活用するために、市民団体との協業	55

※ 市長公約事業は全99事業で構成されていますが、1つの公約事業の中に複数の事務事業（担当課や事業内容が異なる事業）を位置付けて、それぞれに個票を作成しているものがありますので、全部で110の個票となっています。

複合機能を持つ新たな図書館の整備検討について

1 開館までの流れ



2 図書館の建設手法・運営手法

図書館の建設・運営手法には、自治体が直接、建設や維持管理、運営を行う「直営」と、民間がその資金やノウハウを活用して図書館の建設や維持管理、運営にたずさわって、効率的に公共サービスを提供する「PFI (Private Finance Initiative)」とがある。

PFIの事業方式は施設・資産の所有形態などによってBT0、BOTなどの方式に類型される。

出典「図書館計画ハンドブック～公共図書館編」（日本ファイリング）

つくば市議会提言書
令和5年10月3日 予算決算委員会

事業名	図書館運営事業
事業概要	学校訪問ブックトーク等の読書推進事業、自動車図書館運営事業、図書館ボランティア事業、つくば市図書館協議会運営事業等を行う。また、図書館資料の収集、整理、保存及び貸出事務を行う。
提言内容	
<p>つくば市中央図書館は、建設後30年が過ぎた。書架スペースも他市と比較し、十分とは言えない。そのような中、図書館に求められる役割は、時代と共に変化してきているが、その必要な役割・機能の提供のためには、現状ではハード・ソフト共に不足している。</p> <p>これらの課題解決に向け、研究学園都市「つくば市」にふさわしい、新しい中央図書館の建設に向け、構想の検討を行うこと。具体的には、つくば市図書館懇話会による提言書「つくば市図書館の将来構想2020ふれあいライブラリーパーク」の内容をもとに、計画を着実に進めることを求めたい。</p>	

予算決算委員会総務文教分科会

提言に対する対応
<p>つくば市図書館懇話会提言書では、つくば市の図書館の将来ビジョンを「ふれあいライブラリーパーク」というフレーズで表しています。「ふれあいライブラリーパーク」とは、公園のように出入りが自由な開かれた図書館で、人と人、人と本、本と本がふれあうことにより、地域の課題解決や、新たなモノ/コトを生み出す図書館です。また、将来ビジョンは、次のような4つのコンセプトから構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第1コンセプト「青空×図書館」 すべての市民が気軽に自由に利用できる図書館・ 第2コンセプト「カフェ×図書館」 市民の居場所となるサードプレイスとしての滞在型図書館

- ・ 第3コンセプト「多様性×図書館」
コミュニケーションを通じて相互理解を促進する図書館
- ・ 第4コンセプト「イノベーション×図書館」
地域の課題を解決し、新しい価値を生み出す図書館

つくば市図書館懇話会提言書では、4つのコンセプトのほか、3段階のステップアップフローも示されております。

現状では、第1段階にあるつくば市全域に図書館サービスを拡大するために、自動車図書館車を増やすと共に、市役所コミュニティ棟を初めとする貸出・返却ポイントの増設や研究学園小学校図書室の地域開放を行いました。

そのほか、第2段階にある滞在型図書館を目指し、令和6年2月に中央図書館の閲覧席を増設したほか、令和6・7年度には中庭を改修し、利用者が飲食を伴いながら滞在する事が可能な場所を設ける予定です。

第3段階では、新しい中央図書館の建設にも触れられておりますが、第1段階及び第2段階での取組みの検証などを行いながら、新しい中央図書館建設に向けた構想の検討を進めてまいります。

(中央図書館)

提言に対する対応についての分科会所感・確認事項

現行の取組は評価する。しかし、現在の図書館建設から数十年経ち老朽化が進み、利用者のニーズも変わってきているので、カフェ併設や滞在型といった他市の事例も参考に、スピード感を持って新しい図書館の建設を進めていただきたい。

(総務文教分科会)

つくば市図書館の将来構想 2020

ふれあいライブラリーパーク

人と人、人と本、本と本がふれあう
公園のように自由な図書館で、地域の課題を解決し、
新たなモノ／コトを生み出す

現在 非協調的分散状態

【課題】

- 図書館サービスがつくば市全域に行き渡っていないこと
- 図書館サービスが地域的に不均質であること
- 図書館専有延床面積の狭隘によって、滞在型サービスが提供できないこと

第1段階 半協調的全域化(1～5年後)

4か所のオンライン化交流センター図書室を分館化もするとともに、図書館空白地帯である市西部地域に分館を設置し、自動車図書館を増やすことによって、つくば市全域に図書館サービスを拡大する。

【重点コンセプト】

青空×図書館: すべての市民が気軽に自由に利用できる図書館

第2段階 協調的全域化(6～10年後)

中央館、分館、自動車図書館、交流センター図書室を組織的に一体化することによって、つくば市全域全体の図書館サービスを底上げし均質化するとともに、多様性を尊重するコミュニティ創造に寄与する。

【重点コンセプト】

カフェ×図書館: 市民の居場所となるサードプレイスとしての滞在型図書館

多様性×図書館: コミュニケーションを通じて相互理解を促進する図書館

第3段階 知識情報基盤化(11～15年後)

中央図書館を改築あるいは新築して滞在型図書館を実現することによって、つくば市の知識情報や知的コミュニケーションの基盤としての役割を果たし、分館や交流センターをサポートするセンター機能を強化する。

【重点コンセプト】

イノベーション×図書館: 地域の課題を解決し、新しい価値を生み出す図書館



人口20万人以上30万人未満の市立図書館統計(「日本の図書館統計と名簿 2023」日本図書館協会発行)

【延床面積】		【蔵書冊数】		【受入冊数】		【個人貸出 登録者数】		【個人貸出 貸出数】		【図書館費】	
順位	図書館名 (㎡)	順位	図書館名 (千冊)	順位	図書館名 (冊)	順位	図書館名 (千人)	順位	図書館名 (千点)	順位	図書館名 (千円)
1	佐賀市立	1	青森市民	1	富士市立中央	1	富士市立中央	1	茨木市立中央	1	府中市立中央
2	函館市中央	2	府中市立中央	2	茨木市立中央	2	水戸市立中央	2	水戸市立中央	2	大和市立
3	富士市立中央	3	茨木市立中央	3	青森市民	3	厚木市立	3	厚木市立	3	調布市立中央
4	青森市民	4	調布市立中央	4	徳島市立	4	徳島市立	4	宝塚市立中央	4	寝屋川市立中央
5	茨木市立中央	5	福島市立	5	福島市立	5	福島市立	5	佐賀市立	5	水戸市立中央
6	伊丹市立	6	函館市中央	6	調布市立中央	6	市原市中央	6	富士市立中央	6	八尾市立八尾
7	府中市立中央	7	富士市立中央	7	松本市中央	7	豊原川市立中央	7	函館市中央	7	茨木市立中央
8	市原市中央	8	市原市中央	8	函館市中央	8	青森市民	8	厚木市立	8	流山市立中央
9	佐世保市立	9	厚木市立	9	つくば市立中央	9	茅ヶ崎市立	9	調布市立中央	9	西東京市中央
10	下関市立中央	10	松本市中央	10	大和市立	10	徳島市立	10	徳島市立	10	春日部市立中央
11	大和市立	11	草加市立中央	11	佐賀市立	11	徳島市立	11	福島市立	11	富士市立中央
12	長岡市立中央	12	寝屋川市立中央	12	寝屋川市立中央	12	佐賀市立	12	青森市民	12	長岡市立中央
13	八千代市立中央	13	徳島市立	13	厚木市立	13	春日部市立中央	13	茅ヶ崎市立	13	八千代市立中央
14	松本市中央	14	佐世保市立	14	宝塚市立中央	14	つくば市立中央	14	伊丹市立	14	つくば市立中央
15	草加市立中央	15	佐賀市立	15	伊丹市立	15	津市津	15	草加市立中央	15	佐賀市立
16	厚木市立	16	大和市立	16	府中市立中央	16	府中市立中央	16	佐世保市立	16	下関市立中央
17	平塚市中央	17	福井市立	17	茅ヶ崎市立	17	八尾市立八尾	17	大和市立	17	厚木市立
18	呉市立中央	18	長岡市立中央	18	草加市立中央	18	盛岡市立	18	長岡市立中央	18	函館市中央
19	調布市立中央	19	宝塚市立中央	19	津市津	19	太田市立中央	19	八戸市立	19	伊丹市立
20	八戸市立	20	つくば市立中央	20	長岡市立中央	20	上尾市	20	平塚市中央	20	上尾市
21	八尾市立八尾	21	春日部市立中央	21	春日部市立中央	21	伊勢崎市	21	鎌倉市立中央	21	呉市立中央
22	福井市立	22	茅ヶ崎市立	22	下関市立中央	22	草加市立中央	22	八尾市立八尾	22	草加市立中央
23	徳島市立	23	八戸市立	23	八尾市立八尾	23	平塚市中央	23	下関市立中央	23	加古川市立中央
24	宝塚市立中央	24	下関市立中央	24	八戸市立	24	八戸市立	24	府中市立中央	24	松本市中央
25	茅ヶ崎市立	25	伊丹市立	25	呉市立中央	25	宝塚市立中央	25	上尾市	25	福井市立
26	山形市立	26	平塚市中央	26	伊勢崎市	26	伊丹市立	26	松本市中央	26	八戸市立
27	津市津	27	津市津	27	市原市中央	27	呉市立中央	27	津市津	27	青森市民
28	水戸市立中央	28	呉市立中央	28	八千代市立中央	28	福島市立	28	西東京市中央	28	佐世保市立
29	伊勢崎市	29	上尾市	29	加古川市立中央	29	福井市立	29	山形市立	29	平塚市中央
30	福島市立	30	加古川市立中央	30	太田市立中央	30	山形市立	30	春日部市立中央	30	太田市立中央
31	太田市立中央	31	太田市立中央	31	山形市立	31	八千代市立中央	31	八千代市立中央	31	市原市中央
32	つくば市立中央	32	伊勢崎市	32	西東京市中央	32	佐世保市立	32	加古川市立中央	32	福島市立
33	加古川市立中央	33	盛岡市立	33	平塚市中央	33	西東京市中央	33	太田市立中央	33	伊勢崎市
34	上尾市	34	山形市立	34	上尾市	34	加古川市立中央	34	伊勢崎市	34	茅ヶ崎市立
35	寝屋川市立中央	35	八尾市立八尾	35	福井市立	35	八尾市立中央	35	呉市立中央	35	徳島市立
36	水戸市立中央	36	水戸市立中央	36	水戸市立中央	36	長岡市立中央	36	流山市立中央	36	宝塚市立中央
37	盛岡市立	37	西東京市中央	37	流山市立中央	37	下関市立中央	37	福井市立	37	山形市立
38	流山市立中央	38	八千代市立中央	38	盛岡市立	38	調布市立中央	38	水戸市立中央	38	盛岡市立
39	西東京市中央	39	流山市立中央	39	佐世保市立	39	流山市立中央	39	盛岡市立	39	津市津

人口20万人以上30万人未満の市立図書館統計(「日本の図書館 統計と名簿 2023」日本図書館協会発行)

No.	都道府県番号	図書館名(本館・中央館)	延床面積(m ²)	奉仕人口(人)	職員		蔵書冊数(千冊)		受入図書冊数		年間除籍冊数	雑誌購入種数	個人貸出		団体貸出点数(千点)	予約件数(千件)	図書館間借受(点)	文献複写枚数(千枚)	2022年度予算額(千円)		
					専任計(兼任計)	うち司書、司書補(兼任)	うち非常勤、臨時(委託派遣)	蔵書冊数	うち開架図書	受入冊数			うち購入	登録者数(千人)					貸出数(千点)	図書館費	資料費
1	28	伊丹市立	6,194	203	11	5	30	405	201	14,593	11,951	114	43.2	832	3	151.2	388	6	276,374	41,418	37,000
2	12	八千代市立中央	4,860	203	4(1)	3	(21)	216	148	9,682	9,083	210	28.5	437	18	80.2	1,556	5	332,910	34,832	25,599
3	12	流山市立中央	1,615	205	10	6	25	155	-	4,822	4,314	101	-	263	4	319.6	3,290	10	382,579	44,232	32,000
4	13	西東京市立中央	1,572	206	13	11	11	226	107	8,442	7,160	179	25.2	537	10	228.7	3,547	10	356,667	69,853	57,260
5	10	伊勢崎市	2,762	213	12	4	10	318	146	10,165	8,426	103	53.5	404	58	71.2	494	4	152,836	41,772	30,500
6	34	呉市立中央	4,019	213	5	3	25	379	124	10,389	9,326	87	40.7	314	8	20.2	315	5	248,110	46,267	46,267
7	10	太田市立中央	2,451	223	5	5	25	333	170	9,371	9,015	103	57.4	408	9	37.3	280	6	170,295	23,910	18,670
8	02	八戸市立	3,563	223	14	7	21	450	199	10,618	8,148	57	48.7	633	24	28.5	531	19	190,412	25,223	15,270
9	14	厚木市立	4,739	223	9	5	22(50)	690	381	16,363	14,025	279	165.9	971	24	360.0	8,062	20	319,214	39,091	16,342
10	27	鎌倉市立中央	2,185	229	9	4	29	563	-	17,082	16,295	265	146.8	614	34	206.7	5,531	4	485,504	40,181	34,378
11	41	佐賀市立	9,758	230	14	5	51	508	469	17,274	16,061	206	109.9	1,168	13	144.2	1,536	19	325,947	43,771	27,299
12	11	上尾市立	2,376	231	15	6	9(34)	335	117	8,282	7,965	121	56.2	588	5	211.6	4,465	-	259,381	37,080	27,272
13	28	室塚市立中央	3,227	232	9	9	23(2)	462	-	15,580	13,746	88	46.3	1,239	14	426.7	1,407	17	73,494	21,374	18,000
14	11	春日市立中央	2,038	233	9	(43)	(43)	457	186	11,583	10,886	99	103.9	516	72	128.9	9,807	7	349,769	30,091	23,992
15	20	松本市立中央	4,832	237	15	9	17	664	273	20,514	18,265	141	21.7	574	26	52.8	535	13	203,070	92,610	76,450
16	13	調布市立中央	3,611	238	43	27	71	872	71	22,591	19,844	434	-	961	10	221.5	10,425	50	530,763	154,680	66,154
17	06	山形市立	3,150	242	14	4	14	289	149	8,908	8,168	172	34.5	527	15	63.2	816	3	67,462	23,133	19,845
18	14	大和市立	5,380	243	10	(71)	(71)	507	-	18,541	15,473	319	130.3	765	5	294.6	2,035	20	577,940	38,771	27,061
19	42	佐世保市立	5,442	243	10	2	28	541	299	-	14,338	13,522	25.3	796	45	54.1	2,030	-	180,252	39,000	25,431
20	14	茅ヶ崎市立	3,157	246	14	9	14	453	237	14,080	12,187	138	134.8	890	20	217.8	2,759	14	150,770	38,578	24,367
21	08	つくば市立中央	2,420	247	13	8	35	459	162	19,976	18,828	208	87.3	1,488	8	180.3	1,616	4	331,178	56,377	36,072
22	01	茨城市立中央	7,687	248	13	(62)	(62)	805	306	20,480	15,407	220	159.7	1,022	3	110.4	1,440	-	296,379	36,314	24,955
23	22	富士市立中央	7,526	251	13	6	55	793	410	25,275	22,430	211	200.6	1,158	26	169.6	569	12	340,548	66,928	42,035
24	36	徳島市立	3,440	251	(45)	(45)	(45)	553	325	23,672	22,675	329	134.4	955	33	174.6	1,793	11	104,245	45,430	27,600
25	11	草加市立中央	4,804	251	13	7	48	581	163	13,711	11,709	219	52.4	828	151	178.4	3,434	8	246,283	32,098	22,430
26	35	下関市立中央	5,040	254	5	3	46	434	240	11,213	8,815	116	16.3	591	36	120.8	1,015	18	324,528	39,282	30,037
27	14	平塚市立中央	4,478	256	20	6	4(27)	386	-	8,380	7,097	203	51.2	627	9	139.8	1,540	17	176,480	21,733	16,002
28	18	福井市立	3,472	260	11	7	5	464	133	7,562	6,980	97	35.5	1,136	19	7.8	296	-	197,291	61,096	48,428
29	13	府中市立中央	6,077	260	22	4	7(50)	1,040	326	14,179	12,988	559	84.8	588	5	19.3	8,209	50	802,034	102,291	69,981
30	28	加古川市立中央	2,419	262	12	4	20	334	129	9,577	7,934	186	25.0	434	14	72.4	318	3	244,014	21,868	18,151
31	27	八尾市立八尾	3,516	264	7	28	28	298	115	10,883	8,250	64	69.4	599	85	178.7	2,916	2	426,008	40,344	33,508
32	15	長岡市立中央	5,030	264	14(2)	6(1)	32	463	206	11,615	10,563	194	20.7	729	64	89.9	332	21	336,149	48,174	33,907
33	08	水戸市立中央	2,918	271	13	7	14	296	94	6,353	5,714	102	191.1	1,132	33	31.6	286	8	460,693	56,200	40,657
34	17	原市立中央	5,946	272	16	10	(28)	741	262	10,164	9,650	201	150.2	1,257	13	46.5	2,482	9	168,778	35,176	29,323
35	07	福島市立	2,695	273	14	8	18	821	447	22,778	22,166	266	35.8	914	74	218.1	162	6	157,864	30,914	21,608
36	24	津市立	2,924	274	8	3	22	385	-	13,104	11,923	121	84.9	550	15	64.7	1,408	6	26,207	26,018	21,989
37	02	青森市立	7,374	275	26	6	4(46)	1,049	332	24,155	18,599	158	141.0	912	49	59.8	2,758	14	185,313	38,168	20,978
38	27	芥末市立中央	7,008	284	17	13	26	918	396	24,364	24,212	260	151.2	1,594	8	775.0	2,228	44	383,316	101,839	67,484
39	03	盛岡市立	1,913	285	9	2	4(2)	305	-	3,526	3,376	53	61.3	119	7.0	-	-	-	41,356	9,178	4,406